

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年5月15日
【会社名】	株式会社マーケットエンタープライズ
【英訳名】	MarketEnterprise Co.,Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 泰士
【本店の所在の場所】	東京都墨田区亀沢三丁目3番14号
【電話番号】	03-3622-2773
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 今村 健一
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区亀沢三丁目3番14号
【電話番号】	03-3622-2773
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 今村 健一
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 243,100,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 328,900,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 92,235,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	200,000 (注)2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成27年5月15日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成27年6月1日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)に伴い、その需要状況を勘案し、64,500株を上限として、S M B C日興証券株式会社が当社株主である小林泰士(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。これに関連して、当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、本募集とは別に、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式64,500株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照下さい。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

平成27年6月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。引受価額は平成27年6月1日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額(発行価額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	200,000	243,100,000	131,560,000
計(総発行株式)	200,000	243,100,000	131,560,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、平成27年5月15日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成27年6月9日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,430円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は286,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行 価格 (円)	引受 価額 (円)	払込 金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成27年 6月10日(水) 至 平成27年 6月15日(月)	未定 (注) 4	平成27年 6月16日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成27年 6月 1日に仮条件を提示する予定であります。当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成27年 6月 9日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成27年 6月 1日開催予定の取締役会において決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成27年 6月 9日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とし、平成27年 6月 9日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成27年 6月17日(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込み在先立ち、平成27年 6月 2日から平成27年 6月 8日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 錦糸町支店	東京都墨田区江東橋四丁目27番14号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成27年6月16日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地		
計		200,000	

- (注) 1. 各引受人の引受株式数は、平成27年6月1日に決定する予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成27年6月9日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
263,120,000	9,000,000	254,120,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,430円)を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額254,120千円及び「1 新規発行株式」の(注)3に記載の第三者割当増資の手取概算額上限84,559千円については、設備資金として150,000千円(平成28年6月期:50,000千円、平成29年6月期:100,000千円)、運転資金として188,679千円(平成28年6月期:160,000千円、平成29年6月期:28,679千円)を充当する予定であります。

設備資金の内訳としましては、今後の業容拡大に向けた仕入基盤拡充に向けた「リユースセンター()」の新規開設費用として100,000千円(平成28年6月期:40,000千円、平成29年6月期:60,000千円)、顧客の利便性を向上することで、仕入量・販売量双方の拡大に向けたWEBサービスシステムの開発費用として50,000千円(平成28年6月期:10,000千円、平成29年6月期:40,000千円)を充当する予定であります。

運転資金の内訳としましては、買取商品量の増加に対応する仕入資金として188,679千円(平成28年6月期:160,000千円、平成29年6月期:28,679千円)を充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

当社は、インターネットに特化した業態でリユース品の買取及び販売を行っておりますが、「リユースセンター」とは、商品査定、仕入、在庫管理、受注管理、商品配送等、リユース品の仕入からインターネット上での販売に至るフルフィルメントサービス(商品の仕入から在庫管理、受注販売管理、配送に至る一連の流れ)を行うための事業拠点であります。当該「リユースセンター」の開設数を増やすことで、周辺に在る顧客の認知度及び利便性の向上を図り、もって仕入基盤が拡充されるものと考えております。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除去等の計画」をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成27年6月9日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札による売出し			
	入札方式のうち入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング方式	230,000	328,900,000	東京都墨田区 小林 泰士 130,000株 東京都墨田区 加茂 知之 100,000株
計(総売出株式)		230,000	328,900,000	

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、64,500株を上限として、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,430円)で算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成27年 6月10日(水) 至 平成27年 6月15日(月)	100	未定 (注) 2	引受人及びその委託販 売先金融商品取引業者 の本店及び全国各支店	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式 会社	未定 (注) 3

(注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。

2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成27年6月9日)に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	64,500	92,235,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)		64,500	92,235,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,430円)で算出した見込額であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 平成27年 6月10日(水) 至 平成27年 6月15日(月)	100	未定 (注) 1	S M B C日興証券株式会社の本 店及び全国各支店		

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 売出しに必要な条件については、売出価格決定日(平成27年6月9日)に決定する予定であります。
3. S M B C日興証券株式会社の販売方針は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。
4. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
5. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における新規発行株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、S M B C日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、64,500株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はS M B C日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、平成27年6月22日を行使期限として付与します。

S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場(売買開始)日から平成27年6月22日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、上限株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

S M B C日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

S M B C日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、S M B C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成27年6月9日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、S M B C日興証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のS M B C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成27年5月15日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 64,500株
(2)	払込金額	未定(注)1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。(注)2
(4)	払込期日	平成27年6月25日(木)

(注) 1. 払込金額は、本募集による新株式発行における払込金額(会社法上の払込金額)と同一といたします。

2. 割当価格は、1株につき本募集における新株式の引受価額と同一とし、平成27年6月9日に決定します。

4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人である代表取締役社長小林泰士、売出人かつ当社役員である加茂知之、当社執行役員かつストック・オプション保有者である丸尾光兵並びに当社株主である株式会社WWGは、S M B C日興証券株式会社(主幹事会社)に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の平成27年12月13日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)の売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社との間で、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストック・オプション等に関わる発行を除く。)を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当てに関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第3 【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(1) 表紙及び裏表紙に当社のロゴマーク  を記載致します。

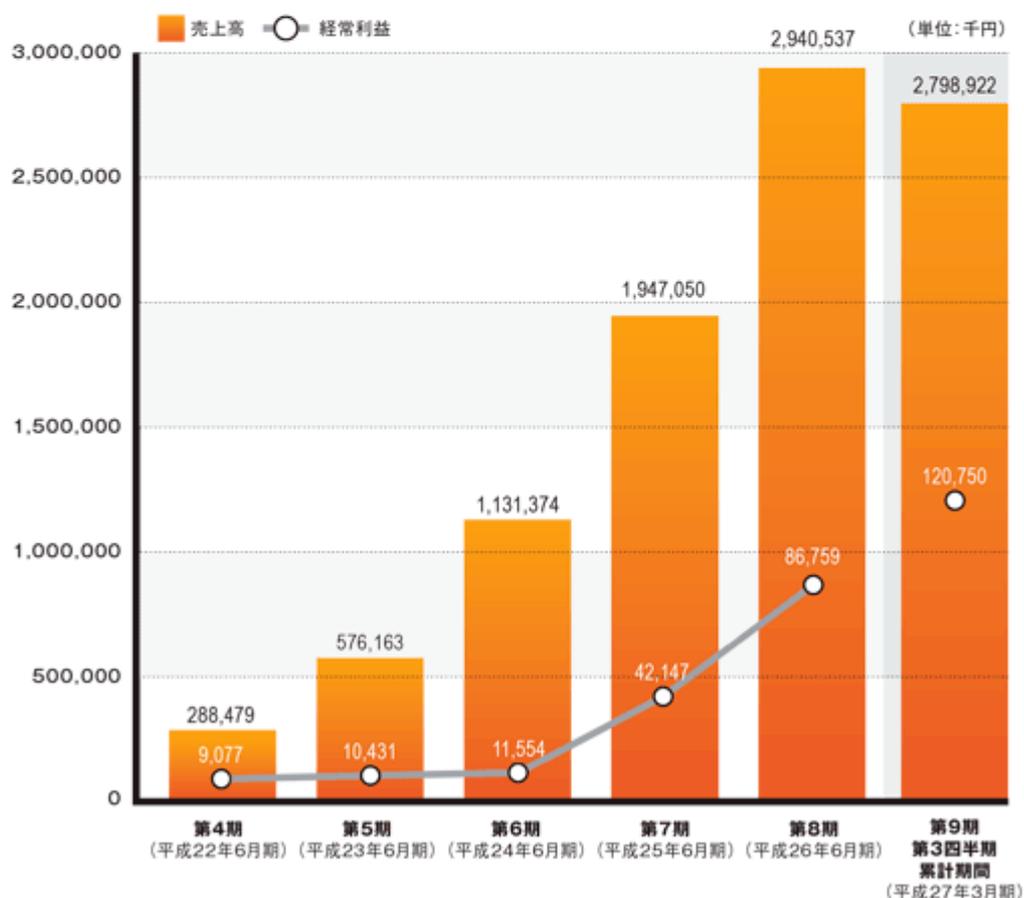
(2) 表紙の次に「1. 事業の状況」～「4. 業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものです。
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1.事業の状況

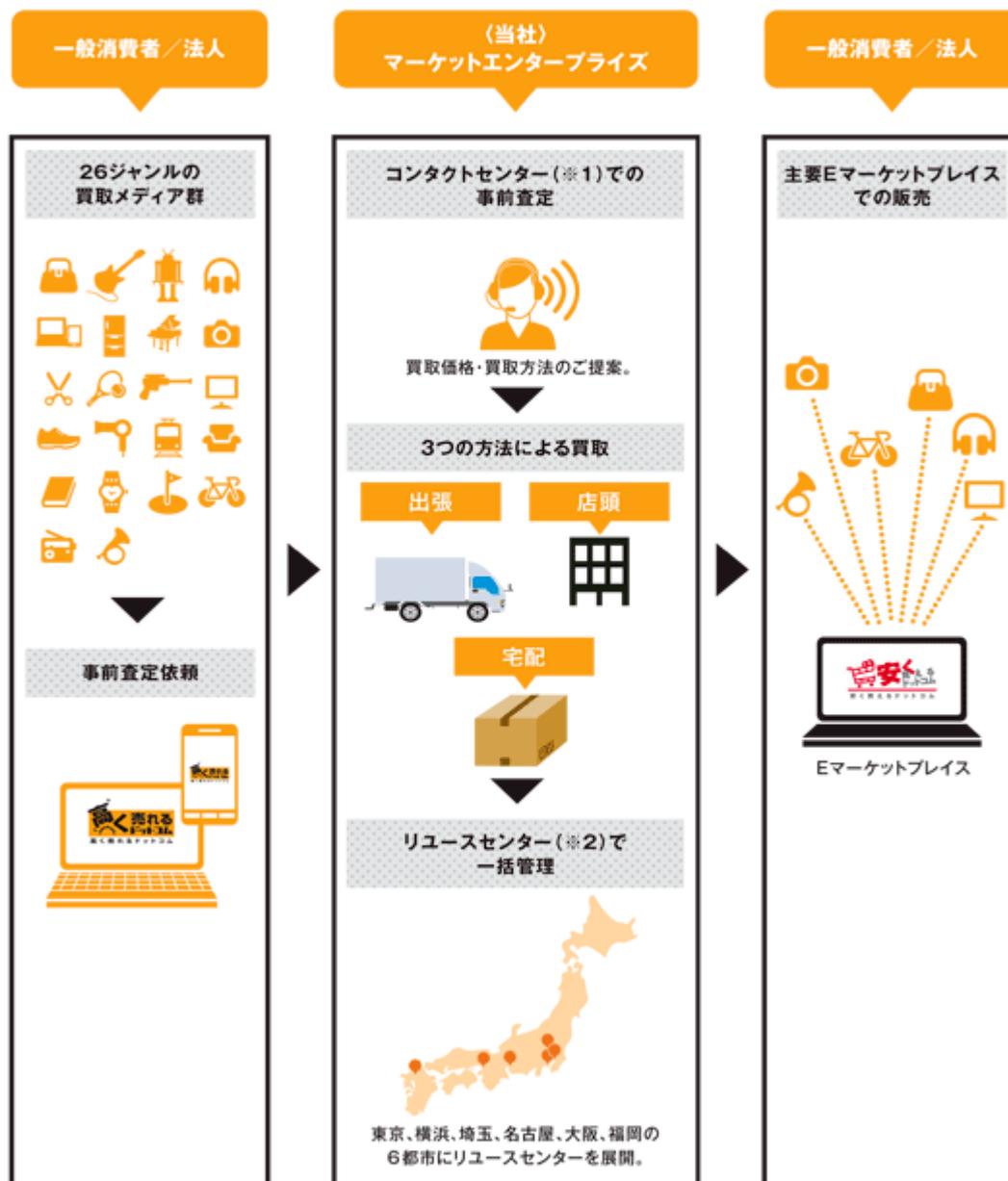
当社は、平成12年に制定された循環型社会形成推進基本法及び平成16年に主要国首脳会議(G8)において提唱され、国際的な推進が議論された3Rイニシアチブの考え方にに基づき、持続可能な循環型社会形成のキーワードとされる「3R」(リユース:再利用、リデュース:廃棄物の発生抑制、リサイクル:再資源化)の中でも、そもそもの不用品を発生させない「リユース」にフォーカスし、「More Reuse! ~ もっとリユースを身近に!~」をビジョンに掲げ、インターネットに特化した事業展開を行っております。

■売上高と経常利益推移



2.事業の内容

従来、リユース業界においては店舗を有し、店頭にて商品の仕入・販売を行う、いわゆる「店舗型」が業態としては主流でありましたが、当社におきましては、平成18年の設立以来、インターネットに特化した業態「リユース×インターネット」にて事業を展開しており、事業系統図は、以下のとおりであります。



(※1) 当社では、顧客が望むコンタクトの方法(インターネット、電話)により、買取価格や、買取方法を事前にご案内し、安心してお任せいただける環境を構築しております。コンタクトセンターは、顧客のニーズをヒアリングする専門の部署であります。

(※2) 商品査定、仕入、在庫管理、受注管理、商品配送等、リユース品の仕入からインターネット上での販売に至るフルフィルメントサービス(商品の仕入から在庫管理、受注販売管理、配送に至る一連の流れ)を行うための事業拠点であります。

■商品仕入(「高く売れるドットコム」)

総合窓口サイトである「高く売れるドットコム」をフラッグシップサイトとして、本書提出日現在26の買取専門サイトを運営しており、具体的な買取サイトは、以下のとおりであります。

買取メディア

26の買取専門サイト



また、買取の手法としては、「宅配買取(宅配便にて商品を受領する方法)」、「店頭買取(直接、店頭にお持ちいただく方法)」、「出張買取(顧客宅へお伺いし、商品を受領する方法)」の3つの手法を採用しております。出張買取及び店頭買取については、東京・横浜・埼玉・名古屋・大阪・福岡と全国6拠点のリユースセンターを配備することで広範囲の顧客に対応が可能となり、宅配買取については配送費を当社で負担するなど、顧客にとってサービスが利用しやすい仕組みを構築することによって、当社にとっても効率的な商品仕入が可能となっております。

これらも含め、当社の「高く売れるドットコム」は、一般的な買取サービスと比較し、「インターネットによる事前査定が可能となっていること」、かつ「全国的な対応での買取が可能となっていること」という点において、独自のサービスモデルを構築しており、この結果、本書提出日直近において、月間買取依頼数は約26,000件(平成27年3月度)に上っております。

■商品販売（「安く買えるドットコム」）

ヤフー株式会社が提供するインターネットオークション、「ヤフオク!」をはじめ、Amazon、楽天、eBay等、著名なEマーケットプレイスに「安く買えるドットコム」の屋号にて出店し、商品を販売しております。

リユース商品の販売は、新品の商品とは異なり、同じ商品でも状態がひとつひとつ異なります。このため、インターネットでリユース商品を購入する消費者は、店頭にて目や耳で実際に商品を確認するのは違い、商品の写真や、説明文を読んだ上で価格を踏まえて購入を決めることになります。したがって、インターネットでのリユース商品の販売は、いかに商品の写真や説明文で消費者に訴えかけるか、適正な販売価格を設定するかが重要となります。当社ではこれら商品の写真撮影のノウハウや販売価格の設定方法等、販売する上での重要事項を標準化し、体系化したマニュアル「スタンダードブック」を作成し、全社員へ浸透・徹底させることで、リユース商品の販売ノウハウを個人の能力に依存することなく、当社全体で共有しております。

また、販売商品に対して、動作保証（初期動作不良時の全額返金保証）、修理保証（使用時の故障や不具合等に対する修理保証）、買取保証（一定の条件下での商品買取保証）といった、顧客が必要に応じて選択できる付加サービスを用意することで、リユース品に対する不安感を緩和し、安心してリユース品を購入できる環境を構築しております。

この結果、本書提出日直近において、月間販売商品数は、約14,000品（平成27年3月度）に上り、取扱商品量を拡大しながらも、高い在庫回転率（平成26年6月期：14.2回転（売上原価÷年間平均棚卸在庫高））を実現しております。

販売メディア



3. 事業の特徴

当社の事業における特徴としては、「ニーズに合ったコンテンツマーケティング」「完全自社開発のITシステム」「コンタクトセンター+リユースセンターで一気通貫のオペレーションシステム」の3点が挙げられ、具体的には以下のとおりであります。

■「ニーズに合ったコンテンツマーケティング」

当社の仕入は、顧客からコンタクトセンターが買取依頼を受領することから始まります。当該依頼を獲得するために、従来はSEO（※1）、リスティング広告（※2）運用等のSEM（※3）が中心でしたが、直近ではコンテンツマーケティング（※4）の思想を採り入れ、専門性と客観性の高いサイトの構築及び運営に力を入れております。その理由は、これまでの買取専門サイトからの買取実績並びにコンタクトセンターを経由した買取に至るまでの一連のプロセスを、顧客目線でわかりやすく説明し、安心感・信頼感を提供するためであります。さらに、この方針に則って商品カテゴリー別に細分化された買取専門サイトを複数運営することで、顧客がサービスを安心して、利用しやすい仕組みを構築しております。

■「完全自社開発のITシステム」

買取におけるITシステムの特徴は、マルチチャンネル（※5）であり、多岐にわたる商品であっても、当社側は一元管理化されたシステムで対応していることとあります。例えば、法人から大量の在庫買取依頼が来た場合でも、個人から少数の趣味嗜好品の依頼が来た場合でも、当社の従業員は同一のデータベースを参照し、同一のシステム上で買取に至るプロセスを実行することで、専門性や属人性を低減した商品査定及び買取が可能となっております。一方で販売についても、マルチチャンネル販売システムを自社開発しております。具体的には、単品個体管理がなされている商品を複数のEマーケットプレイスに同時出品することで、当社の商品を様々な顧客層に対して販売できる体制となっております。

さらに、完全自社開発である買取・販売両側面のシステムを統合し、ワンストップで運用することで、同じ型番、同じ商品でもその状態によって価値の異なるリユース品の管理コストを低減させ、また当該システムを完全自社開発・運用することで、商品カテゴリーの拡大や、販売チャンネルの多様化等、事業拡大に合わせたシステムの開発・運用がスピーディーかつ低コストで実現できる体制を構築しております。

■「コンタクトセンター+リユースセンターで一気通貫のオペレーションシステム」

オペレーションの起点となる、商品の事前査定機能を有するコンタクトセンターを自社で運営しております。顧客にとっては自宅に居ながらにして、リユース商品の買取査定価格の水準が事前に把握できるため、安心して買取依頼の判断ができる状態を提供する一方、当社にとっても事前に買取の可否判断ができることや、買取依頼の判断に迷われている顧客と直接コミュニケーションをとれることで、効率的な仕入量の増加につなげることが可能となっており、顧客と当社双方にとって効率的かつ安心感を提供できる体制となっております。

また、フルフィルメントサービスを実現するリユースセンターを、本書提出日現在、東京、横浜、埼玉、名古屋、大阪、福岡の6拠点到に配備しております。これにより、宅配買取だけでなく、広範囲な地域への出張買取や、店頭買取が可能となり、仕入量の拡大につながっております。



（※1） Search Engine Optimizationの略称。インターネット検索エンジンにおいて、検索結果を表示するページの上位に自らのWEBサイトが表示されるようにすること。

（※2） 検索エンジンにおいて、検索結果を表示するページに掲載される広告であり、検索した文言と関連性の高い広告を選択して表示する広告。

（※3） Search Engine Marketingの略称。検索エンジンを利用するユーザーに対して行うマーケティングの総称。

（※4） 顧客にとって有益で説得力のあるコンテンツの制作・配信を行うこと。

（※5） 当社においては、顧客から買取依頼を受領するチャンネルとして、インターネット及び電話があり、また、実際の買取は、宅配買取・店頭買取・出張買取の3つの手法によって行っております。複数のチャンネル、複数の手法によって商品の買取を行っているため、それらを総称してマルチチャンネルと記載しております。

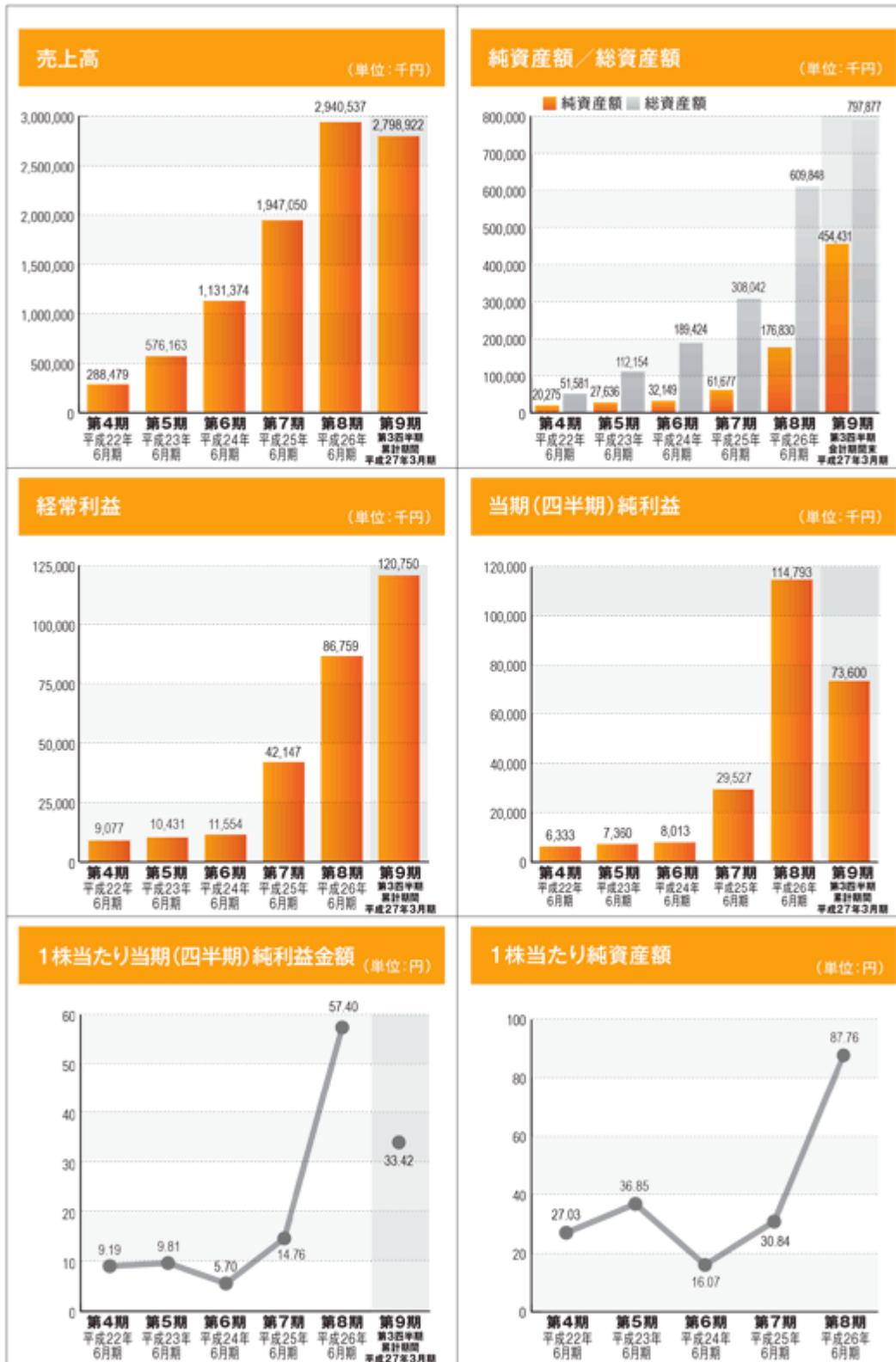
4. 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期 第3四半期
決算年月	平成22年6月	平成23年6月	平成24年6月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年3月
売上高 (千円)	288,479	576,163	1,131,374	1,947,050	2,940,537	2,798,922
経常利益 (千円)	9,077	10,431	11,554	42,147	86,759	120,750
当期(四半期)純利益 (千円)	6,333	7,360	8,013	29,527	114,793	73,600
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	7,500	7,500	20,000	20,000	20,360	122,360
発行済株式総数 (株)	750	750	2,000	2,000	4,030	2,270,000
純資産額 (千円)	20,275	27,636	32,149	61,677	176,830	454,431
総資産額 (千円)	51,581	112,154	189,424	308,042	609,848	797,877
1株当たり純資産額 (円)	27,034.56	36,849.16	16,075.00	30.84	87.76	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	8,000.00 (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(四半期)純利益金額(円)	9,192.30	9,814.60	5,700.30	14.76	57.40	33.42
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	39.3	24.6	17.0	20.0	29.0	57.0
自己資本利益率 (%)	39.9	30.7	26.8	62.9	96.3	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	140.3	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	49,119	68,732	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△38,334	55,988	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	26,502	77,783	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高(千円)	—	—	—	122,937	325,442	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	12 (2)	18 (17)	30 (32)	43 (57)	57 (81)	65 (96)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含まれていません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載していません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、第4期から第6期は潜在株式が存在しないため、第7期、第8期及び第9期第3四半期累計期間は潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載していません。
5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載していません。
6. 第4期から第6期はキャッシュ・フロー計算書を作成していませんので、当該記載に係る各項目については、記載していません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
8. 第7期及び第8期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けておりますが、第4期、第5期及び第6期の財務諸表については、監査を受けておられません。なお、第9期第3四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。
9. 当社は、平成26年2月13日付けで普通株式1株につき2株の株式分割を、また、平成27年3月11日付けで普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
10. 当社は、平成26年2月13日付けで普通株式1株につき2株の株式分割を、また、平成27年3月11日付けで普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知[「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅱの部)」の作成上の留意点について](平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第4期、第5期及び第6期の数値(1株当たり配当額については、すべての数値)については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておられません。

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成22年6月	平成23年6月	平成24年6月	平成25年6月	平成26年6月
1株当たり純資産額 (円)	27.03	36.85	16.07	30.84	87.76
1株当たり当期純利益金額 (円)	9.19	9.81	5.70	14.76	57.40
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち、1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	8.00 (—)	— (—)	— (—)



第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成22年6月	平成23年6月	平成24年6月	平成25年6月	平成26年6月
売上高 (千円)	288,479	576,163	1,131,374	1,947,050	2,940,537
経常利益 (千円)	9,077	10,431	11,554	42,147	86,759
当期純利益 (千円)	6,333	7,360	8,013	29,527	114,793
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	7,500	7,500	20,000	20,000	20,360
発行済株式総数 (株)	750	750	2,000	2,000	4,030
純資産額 (千円)	20,275	27,636	32,149	61,677	176,830
総資産額 (千円)	51,581	112,154	189,424	308,042	609,848
1株当たり純資産額 (円)	27,034.56	36,849.16	16,075.00	30.84	87.76
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	()	()	8,000.00 ()	()	()
1株当たり 当期純利益金額 (円)	9,192.30	9,814.60	5,700.30	14.76	57.40
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)	39.3	24.6	17.0	20.0	29.0
自己資本利益率 (%)	39.9	30.7	26.8	62.9	96.3
株価収益率 (倍)					
配当性向 (%)			140.3		
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)				49,119	68,732
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)				38,334	55,988
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)				26,502	77,783
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)				122,937	325,442
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (名)	12 (2)	18 (17)	30 (32)	43 (57)	57 (81)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第4期から第6期は潜在株式が存在しないため、第7期及び第8期は潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 第4期から第6期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、当該記載に係る各項目については、記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
8. 第7期及び第8期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人により監査を受けておりますが、第4期、第5期及び第6期の財務諸表については、監査を受けておりません。
9. 当社は、平成26年2月13日付けで普通株式1株につき2株の株式分割を、また、平成27年3月11日付けで普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
10. 当社は、平成26年2月13日付けで普通株式1株につき2株の株式分割を、また、平成27年3月11日付けで普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(の部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第4期、第5期及び第6期の数値(1株当たり配当額については、すべての数値)については、有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次		第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月		平成22年6月	平成23年6月	平成24年6月	平成25年6月	平成26年6月
1株当たり純資産額	(円)	27.03	36.85	16.07	30.84	87.76
1株当たり 当期純利益金額	(円)	9.19	9.81	5.70	14.76	57.40
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	(円)					
1株当たり配当額 (うち、1株当たり 中間配当額)	(円)	()	()	8.00 ()	()	()

2 【沿革】

当社代表取締役社長である小林泰士は、当社設立以前より個人事業主として、格安中古乾電池の仕入・販売、及びフリーマーケットの主催業務（企画・制作・運営）を行っておりましたが、全国的なリユース品へのニーズの高まりを背景に、リユース取扱商品の幅を広げ、業容の拡大を機に、平成18年7月に当社を設立いたしました。

当社設立以降の主な沿革は以下のとおりであります。

年月	概要
平成18年7月	格安中古乾電池の仕入・販売及びフリーマーケットの主催業務(企画・制作・運営)を事業目的として、株式会社マーケットエンタープライズを資本金1,000千円で東京都墨田区亀沢に設立
平成18年11月	業容拡大のため、東京都墨田区太平に本社を移転
平成19年7月	ネット型リユース事業(「高く売れるドットコム」「安く買えるドットコム」)を開始
平成19年10月	業容拡大のため、東京都墨田区太平内で本社を移転
平成22年2月	業容拡大のため、東京都墨田区亀沢に本社を移転
平成22年12月	ネット型リユース事業規模拡大のため、東京都江東区千石に東京リユースセンターを新設
平成24年3月	ネット型リユース事業規模拡大のため、大阪府吹田市垂水町に大阪リユースセンターを新設
平成25年1月	ネット型リユース事業規模拡大のため、愛知県名古屋市中区栄に名古屋リユースセンターを新設
平成25年7月	ネット型リユース事業規模拡大のため、神奈川県横浜市港北区新羽町に横浜リユースセンターを新設
平成25年10月	ネット型リユース事業への経営資源集中による成長加速を目的として、株式会社オークファンへフリーマーケット事業を譲渡
平成26年6月	ネット型リユース事業規模拡大のため、福岡県福岡市南区清水に福岡リユースセンターを新設
平成27年3月	ネット型リユース事業規模拡大のため、埼玉県和光市丸山台に埼玉リユースセンターを新設

3 【事業の内容】

当社は、ネット型リユース事業（店舗を有さない、インターネットに特化した多種多様なリユース品の買取及び販売）を展開しております。

なお、当社は設立以来、当社単体にて事業を展開しており、また、平成25年10月1日付けで、フリーマーケット事業を譲渡したことで、当該事業を廃止し、ネット型リユース事業の単一セグメントとなっていることから、セグメントごとの記載を省略しております。

(1) 事業の概要

当社は、平成12年に制定された循環型社会形成推進基本法及び平成16年に主要国首脳会議（G8）において提唱され、国際的な推進が議論された3Rイニシアチブの考え方に基づき、持続可能な循環型社会形成のキーワードとされる「3R」（リユース：再利用、リデュース：廃棄物の発生抑制、リサイクル：再資源化）の中でも、そもそもの不用品を発生させない「リユース」にフォーカスし、「More Reuse! ~ もっとリユースを身近に! ~」をビジョンに掲げ、インターネットに特化した事業展開を行っております。

このような社会的な要請を受け、当社が対面するリユース市場は拡大を続けており、環境省の調べによると、平成24年度の消費者向けリユースの市場規模（自動車・バイクを除く）は、約1兆1,887億円（平成21年度比19.0%増）となっております（出典：環境省『平成24年度使用済製品等のリユース促進事業研究会』）。また、同じく環境省の調べによれば、リユース品の購入経路は、平成21年度においてはリユースショップの店頭が50.0%を占めておりましたが、インターネットの社会的認知の広がりから近年ではそのシェアが逆転し、平成24年度においては、購入経路の54.0%がインターネット経由（インターネットオークション：28.7%、インターネットショッピングサイト：25.3%）となっており、過半を占める状況となっております。こうした背景の一つとして、これまで、新品を中心に扱っていた主要なEコマースサイトが、新品とリユース品を併売する傾向を強めていることが挙げられます。言い方を変えれば、今後の日本のEコマース市場は、これまでは新品が牽引していましたが、今後は新品に加えてリユース品が牽引役となり、マーケットプレイスにリユース商品を安定供給する事業・サービス会社（リユース事業会社、出品代行会社、価格情報提供・分析会社等）の役割が重要になっていくと考えられます。

また、近年では、Eコマース市場の拡大に伴い、多種多様な価格比較サイトが台頭し、インターネットにおける物品の売却・購入においては消費者の価格比較が常態化しております。その比較対象も新品同士の価格比較をはじめ、新品とリユース品、リユース品同士とその比較対象は多様化しており、リユース品における購入価格の不透明感は以前と比較して改善されている一方で、リユース品の買取価格そのものや品質に対しては今もなお不透明感が強い状況にあると言えます。これは例えば、商品売却時における「物を引き渡すまで、買取価格がいくらになるかわからない」、リユース品購入時における「リユース品はすぐに壊れてしまうのではないか」といった不安感・不信感が挙げられます。

こうした状況認識のもと、当社は設立以来、リユース品の売買に伴う不透明感を、買取商品の事前査定や販売商品への保証サービス等、各種サービスの拡充によって低減し、顧客に対して安心感・信頼感を提供してまいりました。このことが当社の業容拡大の大きな一因となっており、以下、当社の事業であるネット型リユース事業について、リユース商品の仕入と販売に分けてその内容を記載いたします。

・商品仕入（「高く売れるドットコム」）

総合窓口サイトである「高く売れるドットコム」をフラッグシップサイトとして、本書提出日現在26の買取専門サイトを運営しており、具体的な買取サイトは、以下のとおりであります。

26の買取専門サイト



また、買取の手法としては、「宅配買取（宅配便にて商品を受領する方法）」、「店頭買取（直接、店頭にお持いただく方法）」、「出張買取（顧客宅へお伺いし、商品を受領する方法）」の3つの手法を採用しております。出張買取及び店頭買取については、東京・横浜・埼玉・名古屋・大阪・福岡と全国6拠点のリユースセンターを配備することで広範囲の顧客に対応が可能となり、宅配買取については配送費を当社で負担する等、顧客にとってサービスが利用しやすい仕組みを構築することによって、当社にとっても効率的な商品仕入が可能となっております。

これらも含め、当社の「高く売れるドットコム」は、一般的な買取サービスと比較し、「インターネットによる事前査定が可能となっていること」、かつ「全国的な対応での買取が可能となっていること」という点において、独自のサービスモデルを構築しており、この結果、本書提出日直近において、月間買取依頼数は約26,000件（平成27年3月度）に上っております。

・商品販売（「安く買えるドットコム」）

ヤフー株式会社が提供するインターネットオークション、「ヤフオク！」をはじめ、Amazon、楽天、eBay等、著名なEマーケットプレイスに「安く買えるドットコム」の屋号にて出店し、商品を販売しております。

リユース商品の販売は、新品の商品とは異なり、同じ商品でも状態がひとつひとつ異なります。このため、インターネットでリユース商品を購入する消費者は、店頭にて目や耳で実際に商品確かめるのとは違い、商品の写真や、説明文を読んだ上で価格を踏まえて購入を決めることとなります。したがって、インターネットでのリユース商品の販売は、いかに商品の写真や説明文で消費者に訴えかけるか、適正な販売価格を設定するかが重要となります。当社ではこれら商品の写真撮影のノウハウや販売価格の設定方法等、販売する上での重要事項を標準化し、体系化したマニュアル「スタンダードブック」を作成し、全社員へ浸透・徹底させることで、リユース商品の販売ノウハウを個人の能力に依存することなく、当社全体で共有しております。

また、販売商品に対して、動作保証（初期動作不良時の全額返金保証）、修理保証（使用時の故障や不具合等に対する修理保証）、買取保証（一定の条件下での商品買取保証）といった、顧客が必要に応じて選択できる付加サービスを用意することで、リユース品に対する不安感を緩和し、安心してリユース品を購入できる環境を構築しております。

この結果、本書提出日直近において、月間販売商品数は、約14,000品（平成27年3月度）に上り、取扱商品量を拡大しながらも、高い在庫回転率（平成26年6月期：14.2回転（商品売上原価÷年間平均棚卸在庫高））を実現しております。

(2) 事業の特徴

従来、リユース業界においては店舗を有し、店頭にて商品の仕入・販売を行う、いわゆる「店舗型」が業態としては主流でありましたが、当社におきましては、平成18年の設立以来、インターネットに特化した業態「リユース×インターネット」にて事業を展開しており、事業拠点として、本書提出日現在、全国6地域（東京・横浜・埼玉・名古屋・大阪・福岡）に「リユースセンター」を配備しております。これらのリユースセンターにおいては、商品査定、仕入、在庫管理、受注管理、商品配送等、リユース品の仕入からインターネット上での販売に至るフルフィルメントサービス（商品の仕入から在庫管理、受注販売管理、配送に至る一連の流れ）が行われておりますが、その配置については当社独自の戦略によってなされたものであります。この戦略とは、当社のインターネットメディアを通じた買取依頼から、実際の買取に至るコンバージョン率の向上を実現するためのフックとしてリユースセンターを機能させることであります。具体的には、ユーザーの在する隣接地域に買取依頼先を設けることにより、大型・大量・高額商品等の買取を依頼することに関する心理的・物理的な障壁を緩和することで、安心感・利便性が高い買取サービスを提供し、実際の買取へのコンバージョン率を引き上げるというものであり、当該戦略が奏功し、現在に至っております。

また、販売についてもインターネットに特化した形態を採ることで、店舗運営コストの削減の他、販売地域を店舗周辺に限定することなく、より広範囲の消費者に販売機会を提供することが可能となり、このことで「高価格買取」及び「低価格販売」を実現しております。当社ではインターネットに特化することで、消費者にとって、より「リユース」を身近に感じていただける、誰もが利用しやすいサスティナブル・リユースプラットフォーム(持続可能な循環型社会の基盤)の構築を目指しております。

その特徴としては、「ニーズに合ったコンテンツマーケティング」「完全自社開発のITシステム」「コンタクトセンター（ 1 ）+リユースセンターで一気通貫のオペレーションシステム」の3点が挙げられ、具体的には以下のとおりであります。

・「ニーズに合ったコンテンツマーケティング」

当社の仕入は、顧客からコンタクトセンターが買取依頼を受領することから始まります。当該依頼を獲得するために、従来はSEO（ 2 ）、リスティング広告（ 3 ）運用等のSEM（ 4 ）が中心でしたが、直近ではコンテンツマーケティング（ 5 ）の思想を採り入れ、専門性と客観性の高いサイトの構築及び運営に力を入れております。その理由は、これまでの買取専門サイトからの買取実績並びにコンタクトセンターを経由した買取に至るまでの一連のプロセスを、顧客目線でわかりやすく説明し、安心感・信頼感を提供するためであります。さらに、この方針に則って商品カテゴリー別に細分化された買取専門サイトを複数運営することで、顧客がサービスを安心して、利用しやすい仕組みを構築しております。

・「完全自社開発のITシステム」

買取については、顧客からの買取依頼に基づいてコンタクトセンターによる事前査定を行った上で、店頭、出張、宅配いずれかのチャネルにより商品が当社のリユースセンターに到着し、そこで本査定を行うという流れになっております。買取におけるITシステムの特徴は、マルチチャネル（ 6 ）であり、多岐にわたる商品であっても、当社側は一元管理化されたシステムで対応していることであります。例えば、法人から大量の在庫買取依頼が来た場合でも、個人から少数の趣味嗜好品の依頼が来た場合でも、当社の従業員は同一のデータベースを参照し、同一のシステム上で買取に至るプロセスを実行することで、専門性や属人性を低減した商品査定及び買取が可能となっております。このように、買取サイドではマルチチャネル対応型のシステムを自社開発しております。

一方で販売についても、マルチチャネル販売システムを自社開発しております。具体的には、単品個体管理がなされている商品を複数のEマーケットプレイスに同時出品することで、当社の商品を様々な顧客層に対して販売できる体制となっております。

さらに、完全自社開発である買取・販売両側面のシステムを統合し、ワンストップで運用することで、同じ型番、同じ商品でもその状態によって価値の異なるリユース品の管理コストを低減させ、また当該システムを完全自社開発・運用することで、商品カテゴリーの拡大や、販売チャネルの多様化等、事業拡大に合わせたシステムの開発・運用がスピーディーかつ低コストで実現できる体制を構築しております。

・「コンタクトセンター＋リユースセンターで一気通貫のオペレーションシステム」

オペレーションの起点となる、商品の事前査定機能を有するコンタクトセンターを自社で運営しております。自社で運営することで、顧客にとっては自宅に居ながらにして、リユース商品の買取査定価格の水準が事前に把握できるため、安心して買取依頼の判断ができる状態を提供する一方、当社にとっても事前に買取の可否判断ができることや、買取依頼の判断に迷われている顧客と直接コミュニケーションをとれることで、効率的な仕入量の増加につなげることが可能となっており、顧客と当社双方にとって効率的かつ安心感を提供できる体制となっております。

また、フルフィルメントサービスを実現するリユースセンターを、本書提出日現在、東京、横浜、埼玉、名古屋、大阪、福岡の6拠点に配備しております。これにより、宅配買取だけでなく、広範囲な地域への出張買取や、店頭買取が可能となり、仕入量の拡大につながっております。

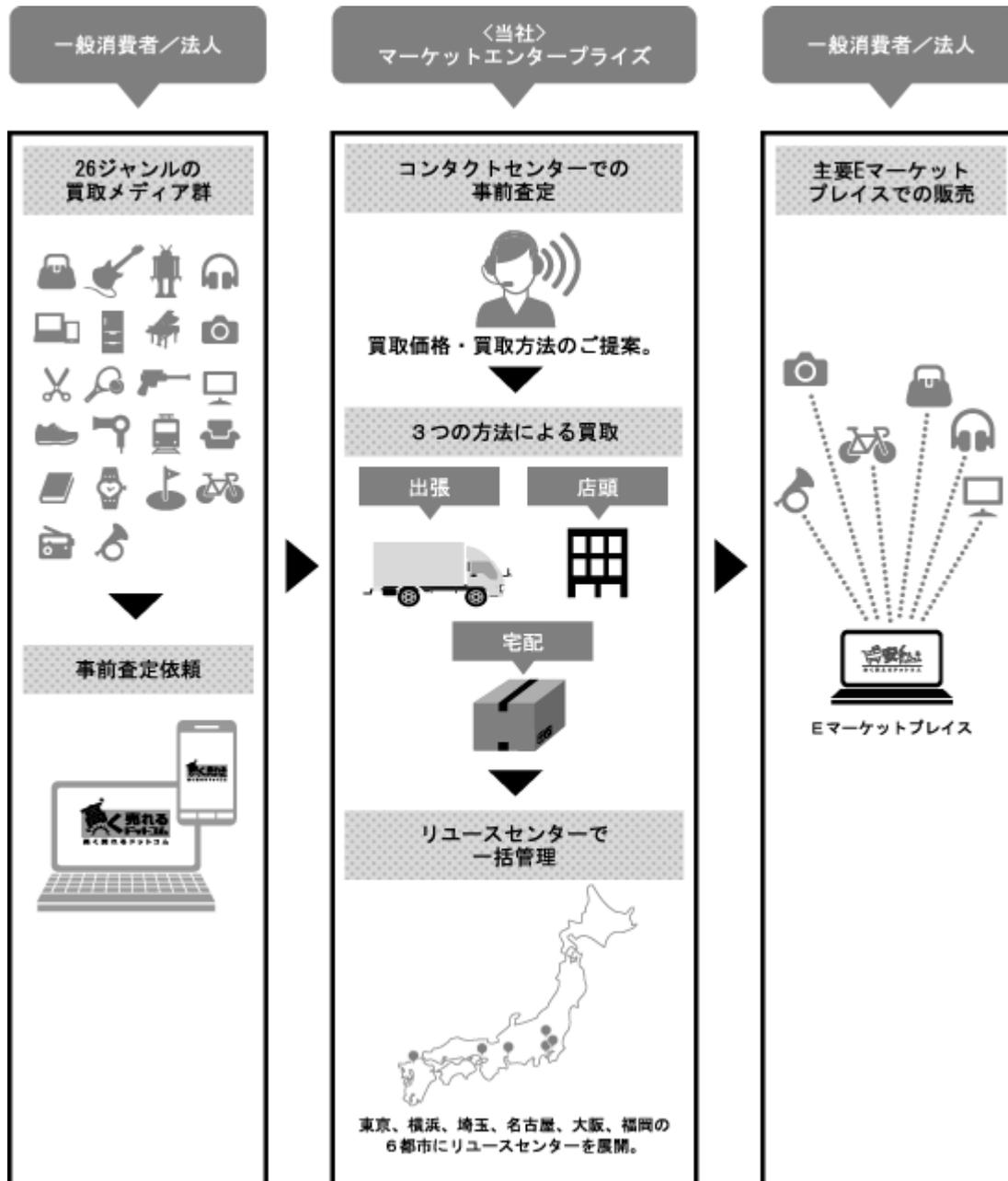
さらにリユース商品の買取における一連の作法、査定の方法、商品カテゴリーごとの特徴等を体系的にまとめたマニュアル「スタンダードブック」を社員各自に所有させ、仕入・販売双方のノウハウについて標準化・共有化を図っております。

以上の「ニーズに合ったコンテンツマーケティング」「完全自社開発のITシステム」「コンタクトセンター＋リユースセンターで一気通貫のオペレーションシステム」の3点を基軸に、業務の標準化・効率化を図ることによって属人性を排除することで、サービスレベルを保った事業拡大が可能なものとなっております。

- (1) 当社では、顧客が望むコンタクトの方法（インターネット、電話）により、買取価格や、買取方法を事前にご案内し、安心してお任せいただける環境を構築しております。コンタクトセンターは、顧客のニーズをヒアリングする専門の部署となっております。
- (2) Search Engine Optimizationの略称。インターネット検索エンジンにおいて、検索結果を表示するページの上に自らのWEBサイトが表示されるようにすること。
- (3) 検索エンジンにおいて、検索結果を表示するページに掲載される広告であり、検索した文言と関連性の高い広告を選択して表示する広告。
- (4) Search Engine Marketingの略称。検索エンジンを利用するユーザーに対して行うマーケティングの総称。
- (5) 顧客にとって有益で説得力のあるコンテンツの制作・配信を行うこと。
- (6) 当社においては、顧客から買取依頼を受領するチャネルとして、インターネット及び電話があり、また、実際の買取は、宅配買取・店頭買取・出張買取の3つの手法によって行っております。複数のチャネル、複数の手法によって商品の買取を行っているため、それらを総称してマルチチャネルと記載しております。

(3) 事業系統図

以上の事項を事業系統図によって示すと、以下のとおりとなります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成27年4月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
83 (96)	28.2	1.5	3,930

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、ネット型リユース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。
4. 最近日までの1年間において従業員数が23名増加しております。主な理由は、業容拡大に伴い新卒採用が増加したことによるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は組成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第8期事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

当事業年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や日銀の大胆な金融緩和等が奏功し、企業収益については、緩やかな成長基調となりました。個人消費につきましては、4月の消費税率引き上げに伴う駆け込み需要とその後の反動による消費意識減退について危惧をされていたものの、大幅な落ち込みは見受けられず、高額品や趣味嗜好品においても徐々に持ち直しの兆しが見られました。

当社の属するリユース業界においては、従前より引き続く消費者の低価格志向やライフスタイルの多様化に応じた「かしこい消費」への意識向上及びリユース品そのものへの親和性の高まり等によって、業界全体に対する社会からの注目度は増加しております。

このような事業環境の下、当社は、

- ・買取依頼数の向上
 - WEBマーケティングの精度向上や大手企業との事業提携
- ・仕入力の強化
 - 新規拠点展開（平成25年7月に横浜リユースセンター、平成26年6月に福岡リユースセンターを新規開設）、取扱商品の拡大
- ・販売力の強化
 - 海外販路を含めた販売チャネルの拡充等
- ・トータルオペレーション力の強化
 - ITシステムの積極開発、業務プロセスのスタンダード確立、ナレッジの共有によるコスト削減と、クオリティ向上の同時実現

をはじめ、様々な経営施策を推進し、業容拡大及び業績の向上に努めてまいりました。

これらの取り組みが奏功し、結果として当事業年度の業績は、売上高2,940,537千円(前期比51.0%増)、営業利益は84,040千円(前期比94.9%増)、経常利益は86,759千円(前期比105.8%増)、当期純利益は114,793千円(前期比288.8%増)となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

ネット型リユース事業

売上高2,926,536千円(前期比60.4%増)、セグメント利益316,900千円(前期比101.2%増)

フリーマーケット事業

売上高14,001千円(前期比88.6%減)、セグメント利益2,709千円(前期比90.2%減)

なお、当事業年度におきましては、平成25年10月1日にフリーマーケット事業を譲渡し、当該事業譲渡益として、85,029千円の特別利益を計上しております。

また、当該事業譲渡により、「フリーマーケット事業」を廃止し、本書提出日において「ネット型リユース事業」の単一セグメントとして、事業を展開しております。

第9期第3四半期累計期間(自 平成26年7月1日 至 平成27年3月31日)

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、消費増税による駆け込み需要の反動が危惧されたものの、政府の経済政策の効果が実体経済へ徐々に波及していることにより、企業業績は徐々に上昇の兆しを見せております。それに伴い、個人消費も底堅い動きを見せる等、全体として緩やかな景気回復基調にあります。

このような環境下、当社は商品保証サービスの拡充や大手企業との事業提携、新規拠点の開設による仕入エリアの拡大等により売り手、買い手双方の顧客満足を追求する一方、社内施策として業務プロセスの高品質化と標準化を推進した結果、売上高は2,798,922千円となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、商品仕入れに係わるリスティング広告の効率化をはじめとして、費用対効果を追求し、1,192,572千円となりました。

利益面につきましては、営業利益は124,163千円、経常利益は120,750千円となり、結果、当第3四半期累計期間の四半期純利益は、73,600千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第8期事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前事業年度末に比べ、202,504千円増加し、325,442千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は、68,732千円となり、前年同期と比べ19,613千円の増加となりました。これは主に、業容拡大に伴う売上債権の増加額40,820千円、たな卸資産の増加額40,634千円があったものの、税引前当期純利益171,788千円により資金が増加したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により獲得した資金は、55,988千円(前年同期は38,334千円の支出)となりました。これは主に、業容拡大に伴う各事業拠点の設備拡充のため、有形固定資産の取得による支出16,195千円、福岡への新規拠点展開による差入保証金の差入による支出10,800千円があったものの、フリーマーケット事業の事業譲渡による収入85,029千円により資金が増加したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は、77,783千円となり、前年同期と比べ51,281千円の増加となりました。これは主に、長期借入金の条件見直しに向けた借り換えのため、長期借入金の返済による支出82,577千円があったものの、新規の長期借入れによる収入160,000千円があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 仕入実績

第8期事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)における仕入実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
ネット型リユース事業	1,539,788	156.5

- (注) 1. 金額は、仕入価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第9期第3四半期累計期間(自 平成26年7月1日 至 平成27年3月31日)における仕入実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)
ネット型リユース事業	1,588,650

- (注) 1. 金額は、仕入価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は、ネット型リユース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(3) 受注実績

該当事項はありません。

(4) 販売実績

第8期事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
ネット型リユース事業	2,926,536	160.4
フリーマーケット事業	14,001	11.4
合計	2,940,537	151.0

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は、平成25年10月1日付で、フリーマーケット事業を譲渡したことにより、フリーマーケット事業を廃止しております。このため、フリーマーケット事業は平成25年9月30日までの3ヶ月間の販売実績を記載しております。

第9期第3四半期累計期間(自 平成26年7月1日 至 平成27年3月31日)における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)
ネット型リユース事業	2,798,922

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は、ネット型リユース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

3 【対処すべき課題】

当社の特徴である「ニーズに合ったコンテンツマーケティング」「完全自社開発のITシステム」「コンタクトセンター＋リユースセンターで一気に通貫のオペレーションシステム」の3点を向上させ、「ネット型リユース」（店舗を有さない、インターネットに特化した多種多様なリユース品の買取及び販売）のビジネスモデルをより確固たるものとし、リユース商品の売買において売り手・買い手の顧客共に安心な環境を提供することが、当社の持続的成長には必要不可欠であると認識しております。そのために、以下3点の課題に積極的に取り組み、経営基盤を強固なものとしてまいります。

(1) 新サービスの開発に向けた、ITシステムの更なる強化

「More Reuse! ～ もっとリユースを身近に!～」をビジョンに掲げ、インターネットに特化した事業展開を行っている当社において、消費者が日々の生活を通じてリユースをより身近に感じていただくためには、現状に加え、新たなサービスを提供していかなければならないと認識しております。現状のビジネスモデルにおいては、顧客が所有している様々な商品について当社に買取依頼をする時、もしくは商品を購入をする時しか、当社あるいはリユースを身近に感じていただく機会がありませんが、当社では、買取・販売時点以外にも、顧客接点の機会を増やすべく、新サービスを提供し、当社並びにリユースをもっと身近に感じていただきたいと考えており、そのため、更なるITシステムの強化を行ってまいります。

当社は、社内にシステム開発専属部署を設け、独自の基幹業務システムを開発から運用、保守に至るまで全て内製化を図っておりますが、これまでのITシステムへの投資については、主に業務効率化を主眼に置いたものであります。しかしながら、加えて今後は、顧客満足を最大化するための新サービスの構築・運用に向けたITシステムに投資するために、投資の軸を変えていくべきであると認識しております。

前述のとおり、顧客に当社並びにリユースをもっと身近に感じていただくべく、その一例として、消費者が保有している商品を当社データベースに登録することで、顧客がいつでもどこでも自動的に、かつリアルタイムに当該商品の現在価値を可視化することができるアプリの開発が挙げられます。このことで、顧客にリユースを身近なものと感じる機会を創造する一方で、当社としては顧客の囲い込み（ファン化）や効率的な販促活動が可能となります。このように、顧客満足を最大化するITシステム投資を積極的に行い、新サービスを提供することで、リユースプラットフォームを実現する社会的インフラの一翼を担いたいと考えております。

(2) 更なる成長拡大に向けた、組織体制の強化

多種多様なリユース品を取り扱う当社においては、同じ型番や年式の商品でもその状況に応じて商品価値が異なり、当然のことながらそれらの商品の「買取価格」「販売価格」は一物一価のものとなります。一方でより多くのお客様のニーズに対応すべく、スピーディーな商品回転を目指して、買取及び販売の価格決定権限を現場社員に移譲しております。即ち、社員における日常の買取・販売に関する判断行動が色濃く当社の業績に反映されることとなります。そのため、それらの現場社員の技術向上はもとより、会社の理念や経営方針、戦略戦術をベースに現場社員をマネジメントし、組織として成果を発揮できる人材も、当社の安定的な成長には必要不可欠であります。

当社においては、日常のコミュニケーション、定期的な社内研修制度、「スタンダードブック」を通じた業務標準化等、各種施策を講じておりますが、当該施策をより強固なものとし、今後の成長拡大に向け、更なる組織体制の強化に努めてまいります。

(3) 当社サービスの利用者拡大に向けた、顧客信頼度の向上

リユース商品を取り扱い、更にはインターネットに特化した販売を行う当社にとって、顧客に対し「利便性が高く」かつ「安心・安全な取引」を提供し続けることは、当社の成長拡大に向けて必要不可欠な要素であると認識しております。当社におきましては当該要素を満たすべく、リユース業としては珍しい「コンタクトセンター」を有し、またユーザビリティ向上のために「商品保証」や「ショッピングローン」の導入等、様々なサービスを拡充してまいりました。

当社においては、今後の更なる成長拡大に向け、顧客に更なる「安心・安全な取引」を提供すべく、いつでもどこでも、わずかな手続きで買取を依頼出来たり、不安を覚えることなく利用できる、新たなサービスブランドの立ち上げ等、顧客信頼度の向上に努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項として、以下のようなものがあると考えられます。また、必ずしも以下に記載するリスク要因に該当しない事項につきましても、投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から、以下に記しております。当社におきましては、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び万が一発生した場合の迅速な対処に努める方針ではありますが、当社の株式に関する投資判断は、本項並びに本書における本項以外の記載内容も併せて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の事項につきましては、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅しているものではありません。

(1) リユース品の仕入について

リユース品の確保について

当社の事業において、リユース品の買取仕入は収益基盤の源泉をなすものであります。当社は、盤石な買取仕入基盤を形成すべく、インターネットメディアにおけるSEMに注力し、それに応じた種々の広告宣伝活動により知名度・認知度の向上を図っております。また、実際の買取仕入においては顧客の利便性向上を主眼に置き、顧客のニーズに効率よく対応できるようコンタクトセンターを設置し、電話での事前査定を行っている他、宅配買取、店頭買取、出張買取により買取仕入チャネルの多様化を図っております。しかしながら、今後における景気動向の変化や競合の出現等による仕入価格の上昇、新品商品の流通状況、顧客の消費マインドの変化等によって、質・量ともに安定的なリユース品の確保が困難になる可能性があります。

盗品の買取について

リユース市場の成長、リユース商品の流通量増加に伴い、盗品の売買が社会的な問題となっております。当社は少しでも盗品と疑わしい商品については買取を控え、警察当局とも密に連携を図る等、盗品の流通を阻止すべく事業を展開しております。また、古物営業法遵守の観点から、古物台帳（商品の買取記録を詳細に記載した台帳）を業務システムと連携させることで、盗品買取が発生した場合にも適時適切に警察当局の捜査に協力し、盗品を被害者へ無償返還できる体制を整えております。しかしながら、事業特性上、盗品の買取を完全に防止することは困難であり、盗品の買取による仕入ロス（古物営業法上、本来の所有者に対して無償返還義務が生じるため）や当該トラブル発生に起因した当社への信頼低下により、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。

コピー品の買取について

当社が取り扱う商品の中で、バッグ、時計等、いわゆる「ブランド品」については、著名ブランドのコピー商品が広範に流通しており、社会的な問題となっております。当社においては、日頃より鑑定スタッフの教育研修・育成を行い、また、AACD（日本流通自主管理協会、「偽造品」や「不正商品」の流通防止と排除を目指して、平成10年4月に発足した民間団体）へ加盟し種々の情報を把握することで、コピー品の買取仕入撲滅に努めております。しかしながら、事業特性上、コピー品に関するリスクを完全に排除することは困難であり、当該トラブル発生に起因した当社への信頼低下により、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) インターネット及びEC関連市場について

当社は、「ネット型リユース事業」として、インターネットに特化したリユース事業を運営しております。そのため、インターネット及びECの更なる普及が当社の成長に向けた基礎的な条件であると認識しております。日本国内におけるインターネット利用人口は年々増加しており、平成25年末における日本国内の利用者数は、1億44万人、普及率82.8%（出典：総務省『平成25年通信利用動向調査』）となっております。また、消費者向けECの市場規模も平成25年度で11兆2,000億円（出典：経済産業省『平成25年電子商取引に関する市場調査』）となっております。しかしながら、インターネット、ECの歴史は浅く、その将来性には不透明な部分があり、急激な普及に伴う弊害の発生や、それに伴う新たな規制の導入、その他予期せぬ事象の発生によって、インターネット、ECの市場規模が順調に成長しない場合、当社の事業展開、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) リユース業界の状況について

当社が属するリユース業界は、そのニーズの高まりから昨今、新規参入が目立ってきております。当社は、インターネットに特化したリユース事業という独自のビジネスモデルを展開しており、WEBマーケティング、IT技術、オペレーションという特徴を生かしながら強固な参入障壁の構築に努めておりますが、業界内における競争が激化した場合、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 特定のサービスへの依存について

当社における売上の大半は、ヤフー株式会社が運営する「ヤフオク！」を通じたものとなっております。一方で在庫連動システムの開発・運用や、その他販売チャネルの開拓を推進し、マーケットプレイスを介さない直接販売を含み、本書提出日現在では6つの販売チャネルを確保しております。これらの販売チャネルの開発により、販売チャネルの適正化及び特定サービスへの依存度低下に努めておりますが、同社による「ヤフオク！」サービスの廃止等、現段階において予見されていない事象の発生によって、「ヤフオク！」が販売チャネルとして利用できない事態が発生した場合、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 季節性による収益の偏重について

当社の事業特性上、転居に伴う商品の買い替えや新規購入等のニーズが高まる第4四半期に買取依頼、販売受注が集中する傾向にあり、当該時期に収益が増加する傾向にあります。そのため、当社では当該時期の収益性を維持しつつ、現有のノウハウを生かした周辺事業の開発やサービスの多様化等によって、他四半期の収益性向上に努めておりますが、現段階におきましては通期業績に占める第4四半期の比重が高く、その他の四半期業績をもって通期業績見通しを判断するのは困難であります。したがって、第4四半期の業績如何によって、当社通期の業績が左右される可能性があります。

なお、第8期(平成26年6月期)における四半期別の売上高及び営業利益の構成は、次のとおりであります。

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通期
売上高(千円)	594,462	665,746	750,493	929,835	2,940,537
構成比(%)	20.2	22.6	25.5	31.6	100.0
営業利益(千円)	3,988	5,033	17,856	65,138	84,040
構成比(%)	4.7	6.0	21.2	77.5	100.0

(注) 各四半期会計期間の数値は、会計監査人によるレビューを受けておりません。

(6) ITシステムについて

システムトラブルについて

当社のビジネスプロセスは、自社開発のITシステムに依存しており、当該システムの可用性を堅牢に担保すべく、複数のWEBサービスを利用し、万が一の際のバックアップ体制を整えております。しかしながら、自然災害、火災、コンピュータウイルス、通信トラブル、第三者による不正行為、サーバーへの過剰負荷、人為的ミス等あらゆる原因によりサーバー及びシステムが正常に稼働できなくなった場合、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新について

当社が事業を展開するインターネット業界は、極めて早いスピードで技術革新が続いております。当社におきましては、それらの技術革新による急速な変化に対応すべく、先端的な技術の知見やノウハウの蓄積、更には優秀な技術者の採用を推進する等、積極的な対応に努めております。しかしながら、技術革新への対応が遅れ、当社の技術的優位性やサービス競争力の低下を招いた場合、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 法的規制について

古物営業法について

当社の事業特性上、取り扱う商品は「古物営業法」の定める「古物」に該当するため、当社の事業運営については同法の規制を受けており、当社事業所は、展開する各都道府県公安委員会からの許可に基づいて営業を行っております。当社は同法に定められている買取依頼者の本人確認、古物台帳の管理の徹底等、同法を遵守した営業活動を行っており、設立以来から本書提出日現在までの間、違反の事実は存在しておりません。また、同法に関する社内教育を徹底し、適宜、理解度調査のための社員試験を実施する等、事業継続に支障をきたす事象発生は無いものと認識しております。

しかしながら、今後、同法に抵触するような事件が発生し、許可の取り消し等が行われた場合には、当社の事業活動に重要な影響を及ぼす可能性があります。

個人情報保護法について

当社の事業特性上、また、古物営業法に関する規制により、商品の買取仕入にあたって、個人情報の取得を行っており、当社はこれらの個人情報を電磁的方法により、データベース化し、記録・保管しております。また、商品の販売・発送においても同様に個人情報の取得を行っております。当社は社内規定、業務マニュアル等のルールの整備、物理的な管理・監視体制の強化、社員教育の徹底、ITシステムのセキュリティ強化等により、これらの個人情報が社外に流出しないよう、管理を徹底しております。しかしながら、今後、個人情報の流出が発生した場合、社会的信用の失墜や当該事象に対する多額の経費発生等により、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。

その他の法的規制について

当社ではインターネットを活用した通信販売を行っており、「特定商取引に関する法律」による規制を受けております。近年、インターネット上のトラブルへの対応として、インターネット関連を規制する法整備が進んでおり、新たな法令等による規制や既存法令等の改正等がなされた場合、当社の事業が制約を受ける可能性があります。その場合、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 事業体制について

人材の確保及び育成について

当社において優秀な人材の確保、育成及び定着は今後の継続的な成長を実現させるための重要課題であります。新卒・中途を問わず、積極的な採用活動を通じ、優秀な人材の確保・育成に努め、また、明確なビジョン・行動指針の下、定期的な社内研修や人事制度、福利厚生等の拡充等、定着率の向上を図っております。しかしながら、当社が求める人材を計画通りに確保できなかった場合、また、採用し育成した役職員が当社の事業に寄与しなかった場合、あるいは育成した役職員が社外に流出した場合には、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。

特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である小林泰士は、当社の創業者であり、創業以来代表取締役社長を務めております。当社におきましては、優秀な人材の採用・育成をはじめ、業務プロセスの標準化等を推進することにより、一個人の属人性に依存することのない組織的な事業経営体制を構築しておりますが、同氏の新聞、雑誌等各種メディアへの露出は、現在の当社のブランド形成という側面におきまして重要な役割を果たしております。当該側面におきましても組織的な形成を実現すべく体制強化を図っておりますが、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難となった場合、当社の事業推進等に影響を及ぼす可能性があります。

(9) その他

資金使途について

本書提出日現在、当社の公募増資による調達資金につきましては、今後の業容拡大に向けた仕入基盤拡充のためのリユースセンターの新規開設費用、顧客の利便性向上及び仕入量・販売量双方の拡大に向けたWEBサービスシステムの開発費用及び買取商品量の増加に対応する仕入資金に充当する予定であります。しかしながら、上述の計画通りに充当された場合でも、想定通りの効果が得られなかった場合、当社の事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

配当政策について

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。しかしながら、本書提出日現在、当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針ではありますが、配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社役員、従業員及び外部の協力者に対するインセンティブを目的として、新株予約権を付与しております。

これらの新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化することになり、将来における株価への影響を及ぼす可能性があります。

なお、本書提出日現在、これらの新株予約権による潜在株式数は97,200株であり、発行済株式総数2,270,000株の4.28%に相当します。新株予約権の詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第8期事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

資産の部

流動資産は、前事業年度末と比べて289,293千円(前期比117.4%)増加し、535,714千円となりました。これは主に、現金及び預金の増加202,504千円、売掛金の増加40,820千円、仕入規模拡大に伴う商品の増加40,701千円によるものであります。

固定資産は前事業年度末と比べて12,512千円(前期比20.3%)増加し、74,134千円となりました。これは主に、新規拠点開設に伴う敷金及び保証金の増加10,351千円によるものであります。

この結果、当事業年度末における資産合計は、前事業年度末に比べ301,806千円(前期比98.0%)増加し、609,848千円となりました。

負債の部

流動負債は、前事業年度末と比べて116,984千円(前期比63.5%)増加し、301,351千円となりました。これは主に、未払法人税等の増加38,529千円、未払金の増加36,228千円、未払消費税等の増加18,984千円によるものであります。

固定負債は前事業年度末と比べて69,669千円(前期比112.4%)増加し、131,667千円となりました。これは、長期借入金の増加69,669千円によるものであります。

この結果、当事業年度末における負債合計は、前事業年度末に比べ186,653千円(前期比75.8%)増加し、433,018千円となりました。

純資産の部

純資産合計は、前事業年度末と比べて115,153千円(前期比186.7%)増加し、176,830千円となりました。これは主に、当期純利益の計上による利益剰余金の増加114,793千円によるものであります。

第9期第3四半期累計期間(自 平成26年7月1日 至 平成27年3月31日)

資産の部

流動資産は、前事業年度末と比べて167,073千円(前期比31.2%)増加し、702,788千円となりました。これは主に、現金及び預金の増加33,997千円、仕入規模拡大に伴う商品の増加106,464千円によるものであります。

固定資産は、前事業年度末と比べて20,954千円(前期比28.3%)増加し、95,088千円となりました。これは主に、新規拠点開設等に伴う有形固定資産の増加6,594千円及び投資有価証券の増加10,000千円によるものであります。

この結果、当第3四半期会計期間における資産合計は、前事業年度末に比べ188,028千円(前期比30.8%)増加し、797,877千円となりました。

負債の部

流動負債は、前事業年度末と比べて52,069千円(前期比17.3%)減少し、249,282千円となりました。これは主に、法人税等の支払いによる未払法人税等の減少36,792千円によるものであります。

固定負債は、前事業年度末と比べて37,503千円(前期比28.5%)減少し、94,164千円となりました。これは、長期借入金の減少37,503千円によるものであります。

この結果、当第3四半期会計期間における負債合計は、前事業年度末に比べ89,572千円(前期比20.7%)減少し、343,446千円となりました。

純資産の部

純資産合計は、前事業年度末と比べて277,600千円（前期比157.0%）増加し、454,431千円となりました。これは主に、第三者割当増資による資本金の増加102,000千円及び資本剰余金の増加102,000千円、並びに四半期純利益73,600千円の計上によるものであります。

(3) 経営成績の分析

第8期事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

売上高

当事業年度における売上高は、2,940,537千円(前期比51.0%増)となりました。これは主に、フリーマーケット事業の譲渡があったものの、仕入力、販売力、トータルオペレーション力の強化等、様々な経営施策が奏功したことによるものであります。

売上原価、売上総利益

当事業年度における売上原価は、1,506,156千円（前期比52.1%増）となりました。これは主に、認知度向上に伴う、ブランド商品、高級家電、カメラ等、高価格帯商品の取扱いが増加したことによるものであります。この結果、売上総利益は、1,434,381千円（前期比50.0%増）となりました。

販売費及び一般管理費、営業利益

当事業年度における販売費及び一般管理費は、1,350,341千円(前期比47.8%増)となりました。これは主に、ITシステム拡充に伴う業務効率化により、売上高人件費率の低減が図られた一方、拠点展開に伴う地代家賃の増加があったことによるものであります。この結果、営業利益は、84,040千円(前期比94.9%増)となりました。

営業外損益、経常利益

当事業年度における営業外損益は、営業外収益が5,565千円(前期比252.7%増)、営業外費用が2,845千円(前期比12.0%増)となりました。この結果、経常利益は、86,759千円(前期比105.8%増)となりました。

特別損益、当期純利益

当事業年度における特別利益は、85,029千円となりました。これは、フリーマーケット事業を平成25年10月1日付けで譲渡したことによるものであります。なお、特別損失は発生しておりません。また、当事業年度における法人税等合計は、56,995千円(前期比351.6%)となりました。

この結果、当期純利益は、114,793千円(前期比288.8%増)となりました。

第9期第3四半期累計期間(自 平成26年7月1日 至 平成27年3月31日)

売上高

当第3四半期累計期間における売上高は、2,798,922千円となりました。これは主に、商品保証サービスの拡充や大手企業との事業提携、新規拠点開設に伴う仕入エリアの拡大等により売り手、買い手双方の顧客満足を向上させた結果、業容が拡大したことによるものであります。

売上原価、売上総利益

当第3四半期累計期間における売上原価は、1,482,186千円となりました。これは主に、当社買取サービスの利用者増に伴い、仕入が増加したことによるものであります。この結果、売上総利益は、1,316,736千円となりました。

販売費及び一般管理費、営業利益

当第3四半期累計期間における販売費及び一般管理費は、1,192,572千円となりました。これは主に、リスティング広告運用の効率化により、広告宣伝費率の低減が図られた一方、人員拡大に伴う給与手当の増加、拠点展開に伴う地代家賃の増加があったことによるものであります。この結果、営業利益は、124,163千円となりました。

営業外損益、経常利益

当第3四半期累計期間における営業外損益は、営業外収益が1,073千円、営業外費用が4,486千円となりました。この結果、経常利益は、120,750千円となりました。

特別損益、四半期純利益

当第3四半期累計期間における特別利益及び特別損失は発生しておりません。また、当第3四半期累計期間における法人税等合計は、47,149千円となりました。

この結果、四半期純利益は、73,600千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営戦略の現状と見通し

現在、当社は主に国内主要都市に事業拠点を構え、サービスを展開しておりますが、今後も更なる拠点展開を行うと共に、新サービスのリリースや既存サービスの更なる利便性の向上に努め、安心・安全にリユース品の売買ができる環境を構築してまいります。

また、今後は海外展開も視野に入れ、日本先進のリユースマーケットを海外にも構築し、更なる収益基盤の構築に向け、積極的に取り組んでまいります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針については、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第8期事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

当事業年度において実施した設備投資の総額は16,233千円であり、その主な内容は、ネット型リユース事業における買取仕入基盤の拡充を図るため、福岡への新規拠点開設に伴う建物内装工事7,581千円及び車両の購入6,547千円によるものであります。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

第9期第3四半期累計期間(自 平成26年7月1日 至 平成27年3月31日)

当第3四半期累計期間において実施した設備投資の総額は、14,159千円であり、その主な内容は、ネット型リユース事業による買取仕入基盤の拡充を図るため、埼玉リユースセンターの新規開設における建物内装工事7,188千円、車両の購入4,654千円及び備品の購入1,916千円によるものであります。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

平成26年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	車両運搬具	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (東京都墨田区)	ネット型 リユース事業	業務設備	773	0	1,903	2,676	24
東京リユースセンター (東京都江東区)	ネット型 リユース事業	業務設備	1,101	0	203	1,305	13
横浜リユースセンター (神奈川県横浜市港北区)	ネット型 リユース事業	業務設備	2,536	861	1,689	5,086	8
名古屋リユースセンター (愛知県名古屋市中区)	ネット型 リユース事業	業務設備	577	0	470	1,047	3
大阪リユースセンター (大阪府吹田市)	ネット型 リユース事業	業務設備	1,992	686	442	3,121	6
福岡リユースセンター (福岡県福岡市南区)	ネット型 リユース事業	業務設備	7,455	2,360		9,815	3

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 本社及び各リユースセンターは全て賃借物件であり、年間賃借料(共益費含む)は、77,314千円であります。

第9期第3四半期累計期間(自 平成26年7月1日 至 平成27年3月31日)

埼玉県和光市にリユースセンターを新設しており、その詳細は、以下のとおりであります。

平成27年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	車両運搬具	工具、器具 及び備品	合計	
埼玉リユースセンター (埼玉県和光市)	ネット型 リユース事業	業務設備	7,069	1,037	1,220	9,327	3

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成27年4月30日現在)

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
神戸リユースセンター (兵庫県)	業務設備	20,000		増資資金	平成27年7月	平成27年8月	(注)1、2 3
西東京リユースセンター (東京都)	業務設備	20,000		増資資金	平成27年10月	平成27年11月	(注)1、2 3
仙台リユースセンター (宮城県)	業務設備	20,000		増資資金	平成28年7月	平成28年8月	(注)1、2 3
広島リユースセンター (広島県)	業務設備	20,000		増資資金	平成28年10月	平成28年11月	(注)1、2 3
札幌リユースセンター (北海道)	業務設備	20,000		増資資金	平成29年1月	平成29年2月	(注)1、2 3
本社 (東京都)	WEBサービス システム	50,000		増資資金	平成27年10月	平成29年6月	(注)1、2 3

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力につきましては、合理的な算出が困難なため、記載しておりません。

3. 投資予定額には、有形固定資産の取得価額の他、敷金及び保証金の支払額を含んでおります。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,000,000
計	9,000,000

(注) 平成27年2月12日の取締役会決議により、平成27年3月11日付けで普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。また、平成27年4月17日開催の臨時株主総会決議により、平成27年4月17日付けで発行可能株式総数に関する定款の変更が行われております。これにより、発行可能株式総数は8,992,000株増加し、9,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,270,000	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,270,000		

(注) 1. 平成27年2月12日開催の取締役会決議により、平成27年3月11日付けで普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は2,265,460株増加し、2,270,000株となっております。
2. 平成27年4月17日開催の臨時株主総会決議により、平成27年4月17日付けで1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第1回新株予約権(平成25年6月13日 臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (平成26年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年4月30日)
新株予約権の数(個)	40(注)1	同左(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40(注)1	20,000(注)2、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	8,500(注)3	17(注)3、4
新株予約権の行使期間	自 平成27年6月14日 至 平成35年6月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,500(注)3 資本組入額 4,250(注)3	発行価格 17.0(注)3、4 資本組入額 8.5(注)3、4
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役及び従業員又はこれらに準ずる地位にあることを要する。その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

4. 平成27年3月11日付けで、普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。

第2回新株予約権(平成26年2月14日 臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (平成26年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年4月30日)
新株予約権の数(個)	129(注)1	119(注)2、5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	129(注)1	59,500(注)2、4、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,000(注)3	24(注)3、4
新株予約権の行使期間	自 平成28年3月2日 至 平成36年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12,000(注)3 資本組入額 6,000(注)3	発行価格 24(注)3、4 資本組入額 12(注)3、4
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役及び従業員又はこれらに準ずる地位にあることを要する。その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

4. 平成27年3月11日付けで、普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。

5. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式数は、退職等により権利を喪失した者の数を減じておりません。

第3回新株予約権(平成26年2月14日 臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (平成26年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年4月30日)
新株予約権の数(個)	13(注)1	同左(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13(注)1	6,500(注)2、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,000(注)3	24(注)3、4
新株予約権の行使期間	自 平成28年6月2日 至 平成36年5月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12,000(注)3 資本組入額 6,000(注)3	発行価格 24(注)3、4 資本組入額 12(注)3、4
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役及び従業員又はこれらに準ずる地位にあることを要する。その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 平成27年3月11日付けで、普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。

第4回新株予約権(平成26年6月23日 臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (平成26年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年4月30日)
新株予約権の数(個)	8(注)1	7(注)2、5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8(注)1	3,500(注)2、4、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,000(注)3	24(注)3、4
新株予約権の行使期間	自 平成28年6月24日 至 平成36年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12,000(注)3 資本組入額 6,000(注)3	発行価格 24(注)3、4 資本組入額 12(注)3、4
新株予約権の行使の条件	行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 平成27年3月11日付けで、普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。

5. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式数は、退職等により権利を喪失した者の数を減じております。

第5回新株予約権(平成27年3月12日 臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (平成26年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成27年4月30日)
新株予約権の数(個)		77(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)		7,700(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)		800(注)2
新株予約権の行使期間		自 平成29年3月13日 至 平成37年3月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)		発行価格 800円(注)2 資本組入額 400円(注)2
新株予約権の行使の条件		新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役及び従業員又はこれらに準ずる地位にあることを要する。その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項		譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年9月28日 (注) 1	250	750	2,500	7,500		
平成23年12月22日 (注) 2	1,250	2,000	12,500	20,000		
平成26年2月13日 (注) 3	2,000	4,000		20,000		
平成26年6月30日 (注) 4	30	4,030	360	20,360		
平成26年9月12日 (注) 5	510	4,540	102,000	122,360	102,000	102,000
平成27年3月11日 (注) 6	2,265,460	2,270,000		122,360		102,000

(注) 1. 有償第三者割当増資による増加であります。

発行株数 250株

発行価格 10,000円

資本組入額 10,000円

割当先 小林泰士 170株 加茂知之 40株 岡崎雅弘 40株

2. 有償第三者割当増資による増加であります。

発行株数 1,250株

発行価格 10,000円

資本組入額 10,000円

割当先 小林泰士 1,000株 加茂知之 250株

3. 平成26年2月13日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

4. 有償第三者割当増資による増加であります。

発行株数 30株

発行価格 12,000円

資本組入額 12,000円

割当先 寺田航平 10株 岡崎雅弘 10株 菅下清廣 10株

5. 有償第三者割当増資による増加であります。

発行株数 510株

発行価格 400,000円

資本組入額 200,000円

割当先 Y J 1号投資事業組合 400株 株式会社オプト 50株

株式会社オークファン 50株 山本正卓 10株

6. 平成27年3月11日付で、普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。

(5) 【所有者別状況】

平成27年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)				4			6	10	
所有株式数 (単元)				10,500			12,200	22,700	
所有株式数 の割合(%)				46.3			53.7	100.0	

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,270,000	22,700	
単元未満株式			
発行済株式総数	2,270,000		
総株主の議決権		22,700	

(注) 平成27年4月17日開催の臨時株主総会決議により、平成27年4月17日付けで1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。なお、当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権

会社法に基づき、当社従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成25年6月13日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成25年6月13日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第2回新株予約権

会社法に基づき、当社取締役、監査役及び在籍する当社従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成26年2月14日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成26年2月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名、当社監査役2名、当社従業員24名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 退職者による権利喪失により、本届出書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は当社取締役1名、当社監査役2名、当社従業員22名となっております。

第3回新株予約権

会社法に基づき、当社従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成26年2月14日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成26年2月14日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第4回新株予約権

会社法に基づき、当社従業員及び社外協力者に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成26年6月23日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成26年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員3名、社外協力者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 退職者による権利喪失により、本届出書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は当社従業員2名、社外協力者1名となっております。

第5回新株予約権

会社法に基づき、当社従業員に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成27年3月12日の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成27年3月12日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員34名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。しかしながら、現在、当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた運転資金もしくは設備投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このことから配当は実施せず、今後においても当面の間は成長に向けた仕入拡大等のための運転資金として、内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の財政状況及び経営成績を勘案の上、配当という形式での株主への利益還元を検討していく予定ではございますが、現時点において配当の実施及びその時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決議機関は株主総会であります。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		小林 泰 士	昭和56年3月2日	平成15年4月 株式会社ベンチャーコントロール 入社 平成16年11月 当社創業 平成18年7月 当社設立 代表取締役社長(現任)	(注)3	800,000
専務取締役	事業本部長	加 茂 知 之	昭和56年9月22日	平成16年4月 株式会社さなる 入社 平成16年11月 当社創業 平成18年7月 当社設立 取締役 平成25年7月 当社専務取締役事業本部長(現任)	(注)3	400,000
取締役	管理本部長	今 村 健 一	昭和53年2月1日	平成13年8月 株式会社リンクアンドモチベーション 入社 平成21年10月 株式会社ニトリ 入社 平成24年3月 株式会社フロンティアインターナショナル 入社 平成24年12月 当社入社 管理本部長 平成26年1月 当社執行役員管理本部長 平成26年7月 当社取締役管理本部長(現任)	(注)3	
取締役		浅 井 慎 吾	昭和51年11月29日	平成11年4月 株式会社アドプランナー 入社 平成18年8月 株式会社アイ・パッション設立 代表取締役社長(現任) 平成25年6月 当社取締役(現任)	(注)3	
取締役		寺 田 航 平	昭和45年10月25日	平成5年4月 三菱商事株式会社 入社 平成11年9月 寺田倉庫株式会社 入社 平成11年11月 同社取締役 平成12年6月 株式会社ビットアイル設立 代表取締役社長(現任) 平成15年6月 寺田倉庫株式会社取締役副社長 平成18年2月 株式会社ビットサーフ取締役 (現任) 平成20年5月 株式会社テラス(現:株式会社セタ・インターナショナル)代表取締役 平成20年11月 株式会社ビットアイルCEO 平成22年10月 株式会社ライブネオ取締役(現任) 平成22年12月 サイトロック株式会社取締役 (現任) 平成23年6月 株式会社セタ・インターナショナル取締役(現任) 平成26年7月 当社取締役(現任)	(注)3	5,000
常勤監査役		山 崎 眞 樹	昭和23年3月3日	昭和46年4月 三菱重工業株式会社 入社 平成10年6月 同社相模原製作所 総務部長 平成18年6月 株式会社リョーイン 執行役員 総務部長 平成21年5月 三菱農機株式会社 入社 平成21年6月 三菱農機株式会社 監査役 平成24年4月 三菱農機株式会社 顧問 平成25年6月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	
監査役		伊 藤 英 佑	昭和53年7月24日	平成13年10月 中央青山監査法人 入所 平成17年4月 公認会計士登録 平成17年7月 伊藤会計事務所 開所 平成19年5月 エナジーエージェント株式会社 (現 八面六臂株式会社) 監査役 (現任) 平成20年6月 シーサー株式会社 監査役(現任) 平成25年3月 株式会社ライブレボリューション 監査役(現任) 平成25年6月 当社監査役(現任) 平成26年11月 株式会社モバイルファクトリー 監査役(現任) 平成26年12月 ロボットスタート株式会社 監査 役(現任)	(注)4	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		大井 哲也	昭和47年1月5日	平成11年10月 ソフトバンク・ファイナンス株式会社 入社 平成12年4月 最高裁判所司法研究所 入所 平成13年10月 東京弁護士会登録 TMI総合法律事務所 入所 平成23年1月 TMI総合法律事務所 パートナー (現任) 平成25年11月 株式会社ジェイアイエヌ 監査役 (現任) 平成26年7月 当社監査役(現任)	(注)4	
計						1,205,000

- (注) 1. 取締役浅井慎吾及び寺田航平は、社外取締役であります。
2. 監査役全員は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成27年4月17日開催の臨時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、平成27年4月17日開催の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社では、経営環境の変化への迅速な対応と、機動的な事業展開を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は1名で、システムデザイン室長丸尾光兵がその職務に就いております。

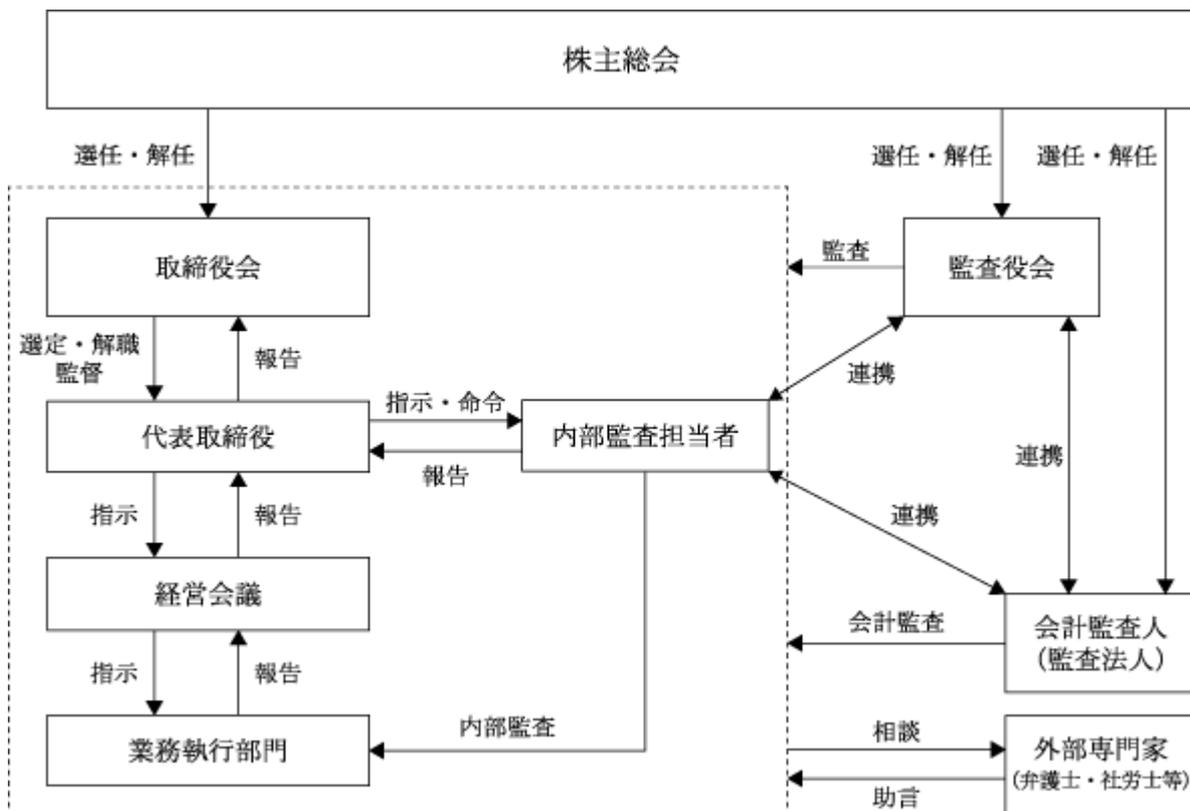
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「Win Winの関係が築ける商売を展開し、商売を心から楽しむ主体者集団で在り続ける」という創業以来の経営理念を常日頃より体現すべく、公正で透明性が高く、迅速で効率的な経営に取り組むことを基本的な考えとしております。その実現のため、少数の取締役による迅速な意思決定及び役員相互間の経営監視をはじめとした組織全体でのコンプライアンスの徹底、ディスクロージャーの充実等により、株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、地域社会、従業員等各ステークホルダーと良好な関係を築き、長期的視野の中で企業価値の向上を目指すべく経営活動を推進しております。

なお、会社の機関及び内部統制の体制図は、以下のとおりであります。



企業統治の体制の概要

(a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名で構成されており、うち2名は社外取締役であります。毎月1回の定時取締役会その他、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、会社の経営方針、経営戦略等、経営上重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。取締役会には監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。

(b) 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成されており、全監査役が社外監査役であります。常勤監査役は取締役会以外の重要な会議にも出席する他、半期に一度、各事業拠点を巡回の上、当該拠点の業務執行状況等を実地にて監査し、日常においては重要書類の閲覧等を通じて社内状況の監査ができる体制となっております。また、非常勤監査役は、弁護士または公認会計士であり、それぞれの専門的見地から経営監視を実施しております。

監査役会については、原則として毎月1回の定時監査役会を開催の他、必要に応じて機動的に臨時監査役会を開催し、取締役会の意思決定の適正性及び業務執行状況についての意見交換がなされ、監査役会としての協議・決定を行っております。

(c) 経営会議

当社では、業務執行の迅速化、効率化を実現するため、取締役及び各部門長で構成される経営会議を原則として毎月1回にて開催しており、事業戦略の策定、進捗状況の確認(必要に応じて軌道修正)、部門間の課題共有等を行っております。当該会議体は、重要事項の指示・伝達を図り、会社全体としての認識の統一を図る機関として有効に機能しております。

内部統制システムの整備の状況

当社では、企業の透明性と公平性の確保に関して、取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」及び各種社内規程を制定し、内部統制システムを整備するとともに、運用の徹底を図っております。また、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、加えて代表取締役社長が選任した内部監査担当者による内部監査を実施することで内部統制機能が有効に機能していることを確認できる体制を採っております。

リスク管理体制の整備の状況

当社では、各部門からのリスク情報について、管理本部にて一元管理しており、取締役会、監査役会、経営会議等の各種会議体にて当該リスク情報を共有することで、リスクの早期発見及び未然防止に努めております。また、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士と顧問契約を締結し、必要に応じて社外専門家から助言を受けられる良好な関係を構築するとともに、監査役監査、内部監査を通じて、潜在リスクの早期発見、是正に努めております。

内部監査及び監査役監査の状況

当社は小規模組織であることから、内部監査の専門部署は設置せず、代表取締役社長が選任した内部監査担当者(2名)により内部統制の有効性及び業務執行状況について、半期に一度各事業拠点を巡回する実地監査を実施しており、管理本部担当者が管理本部以外の部門についての監査を実施し、管理本部以外の担当者が管理本部の監査を実施することにより、相互チェックが可能な体制にて運用しております。内部監査結果については、代表取締役社長へ報告がなされ、必要に応じて取締役会においても共有がなされており、改善事項については、監査調査、改善指示書に基づいて、被監査部門から当該改善状況が代表取締役社長に報告されております。その後、内部監査担当者が改善事項の状況について確認するプロセスにて、改善状況の把握、実効性について検証しております。監査役監査につきましては、経営管理資料の閲覧、取締役、拠点長へのヒアリング等、日常におけるコミュニケーションに加え、半期に一度各事業拠点を巡回する実地監査により、社内状況、内部統制の有効性、課題及びリスクの把握に努めております。監査役監査、内部監査の状況や監査結果については、相互間にて適宜共有され、会社全体としての内部統制が有機的に機能するよう、体制を構築しております。

なお、内部監査担当及び監査役並びに会計監査人は、それぞれが独立した立場で監査を実施する一方で、監査を有効かつ効率的に進めるため、三者間で定期的に意見交換を行っており、監査の実効性向上に努めております。

会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計に関する事項の監査を受けておりますが、当社と同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別の利害関係はありません。

監査業務を執行した公認会計士は、筆野力氏及び坂井知倫氏の2名であり、補助者は公認会計士7名、その他3名となっております。

なお、継続監査年数については、7年以下であることから、記載を省略しております。

社外取締役及び社外監査役

当社は、本書提出日現在におきまして、社外取締役2名、社外監査役3名を選任しております。社外取締役は、主に取締役会にて見識に基づく経営への助言を通じて取締役会並びに経営執行状況の透明性を担保しており、また、社外監査役は当社経営状況に応じたリスクや、取締役の職務執行状況等に対する監査、監督機能を担保しております。

なお、当社は、社外取締役浅井慎吾に新株予約権を付与している他、同氏が代表取締役社長を務める株式会社アイ・パッションと当社との間に取引関係(当社人材採用のための採用媒体掲載契約)がありますが、当該取引については、事前に取締役会にて審議・承認されたものであり、また金額的な重要性は乏しいものであります。

社外取締役寺田航平は当社株式を5,000株保有しておりますが、その他に資本関係、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

また、当社は社外監査役山崎真樹及び社外監査役伊藤英佑に新株予約権を2個ずつ付与しております。各社外監査役と当社との間には、上記以外に資本関係、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役は、原則として毎月1回開催される取締役会に出席し、経営の状況等をモニタリングするとともに、事業判断上、必要とする助言や意見交換を行います。社外監査役は、原則として毎月1回開催される取締役会及び監査役会に出席し、取締役の業務執行の状況を監査する他、内部監査の状況、会計監査人による監査の状況を把握するとともに、内務統制システムの整備・運用状況等を監査し、必要に応じてそれぞれと連携をとり、業務の適正化を図っております。また、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準や方針について、特段の定めはありませんが、独立性については株式会社東京証券取引所が定める基準を参考としており、一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外取締役及び社外監査役を選任しております。そのため、経営の独立性を確保していると認識しております。

役員報酬の内容

(a) 当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する報酬は、以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	38,400	38,400				2
監査役 (社外監査役を除く)						
社外役員	6,000	6,000				3

(b) 役員ごとの報酬等の総額

役員報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

(c) 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(d) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

株主総会にて決定される報酬総額の限度内で、取締役の報酬については取締役会、監査役の報酬については、監査役会にて協議の上決定しております。

取締役の定数

当社の取締役の定数は、7名以内とする旨、定款にて定めております。

取締役選任の決議要件

当社は、株主総会における取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨を定款にて定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款にて定めております。これは、株主総会における定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

責任限定契約の内容

当社と社外取締役2名及び非常勤監査役2名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び非常勤監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、株主総会決議に基づく剰余金の配当に加え、取締役会決議により、毎年12月31日を基準日として会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）ができる旨を定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】**【監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
4,500	1,500	8,000	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】**(最近事業年度の前事業年度)**

非監査業務の内容は、監査契約の締結を前提とした期首残高の調査業務であります。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の会計監査人に対する監査報酬は、会計監査人より提示される監査計画の内容を基に、監査時間等の妥当性を勘案、協議し、監査役の同意の上で決定することとしております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成24年7月1日から平成25年6月30日まで)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第3項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、前事業年度(平成24年7月1日から平成25年6月30日まで)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成26年3月26日内閣府令第19号)附則第2条第1項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成24年7月1日から平成25年6月30日まで)及び当事業年度(平成25年7月1日から平成26年6月30日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成27年1月1日から平成27年3月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成26年7月1日から平成27年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容や変更等を適時適切に把握し、財務諸表を適正に作成できる体制を整備するため、監査法人及び各種団体の主催する講習会へ参加する等積極的な情報収集に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年6月30日)	当事業年度 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	122,937	325,442
売掛金	19,740	60,561
商品	84,859	125,560
貯蔵品	2,038	1,972
前払費用	13,362	15,127
繰延税金資産	3,400	6,942
その他	83	108
流動資産合計	246,420	535,714
固定資産		
有形固定資産		
建物	12,461	20,153
減価償却累計額	2,224	4,343
建物（純額）	10,237	15,809
車両運搬具	16,236	22,783
減価償却累計額	9,501	18,875
車両運搬具（純額）	6,734	3,908
工具、器具及び備品	7,104	9,099
減価償却累計額	2,443	4,389
工具、器具及び備品（純額）	4,660	4,709
土地	193	193
有形固定資産合計	21,826	24,620
無形固定資産		
ソフトウェア	739	470
無形固定資産合計	739	470
投資その他の資産		
出資金	20	20
長期前払費用	7,098	4,748
繰延税金資産	111	51
敷金及び保証金	22,991	33,343
保険積立金	7,594	
その他	1,240	10,879
投資その他の資産合計	39,055	49,042
固定資産合計	61,621	74,134
資産合計	308,042	609,848

	前事業年度 (平成25年6月30日)	当事業年度 (平成26年6月30日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	42,250	50,004
未払金	72,273	108,501
未払費用	40,644	51,097
未払法人税等	14,260	52,790
未払消費税等	10,230	29,214
前受金	2,672	7,648
預り金	2,036	2,095
流動負債合計	184,367	301,351
固定負債		
長期借入金	61,998	131,667
固定負債合計	61,998	131,667
負債合計	246,365	433,018
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	20,360
利益剰余金		
利益準備金	1,600	1,600
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	40,077	154,870
利益剰余金合計	41,677	156,470
株主資本合計	61,677	176,830
純資産合計	61,677	176,830
負債純資産合計	308,042	609,848

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成27年3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	359,439
売掛金	84,662
商品	232,024
貯蔵品	2,720
その他	23,941
流動資産合計	702,788
固定資産	
有形固定資産	31,214
無形固定資産	269
投資その他の資産	63,605
固定資産合計	95,088
資産合計	797,877
負債の部	
流動負債	
1年内返済予定の長期借入金	50,004
未払金	96,583
未払法人税等	15,997
その他	86,697
流動負債合計	249,282
固定負債	
長期借入金	94,164
固定負債合計	94,164
負債合計	343,446
純資産の部	
株主資本	
資本金	122,360
資本剰余金	102,000
利益剰余金	230,071
株主資本合計	454,431
純資産合計	454,431
負債純資産合計	797,877

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)	当事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
売上高	1,947,050	2,940,537
売上原価	990,541	1,506,156
売上総利益	956,509	1,434,381
販売費及び一般管理費	¹ 913,397	¹ 1,350,341
営業利益	43,111	84,040
営業外収益		
自販機収入	970	843
助成金収入		3,024
違約金収入		1,050
その他	606	647
営業外収益合計	1,577	5,565
営業外費用		
支払利息	1,631	1,519
現金過不足	648	
支払補償費		1,131
その他	261	195
営業外費用合計	2,541	2,845
経常利益	42,147	86,759
特別利益		
事業譲渡益		² 85,029
特別利益合計		85,029
税引前当期純利益	42,147	171,788
法人税、住民税及び事業税	16,131	60,478
法人税等調整額	3,511	3,483
法人税等合計	12,620	56,995
当期純利益	29,527	114,793

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年 7月 1日 至 平成25年 6月30日)		当事業年度 (自 平成25年 7月 1日 至 平成26年 6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
商品売上原価					
1. 商品期首たな卸高		46,143		84,859	
2. 当期商品仕入高		983,764		1,539,788	
合計		1,029,908		1,624,648	
3. 商品期末たな卸高		84,859	945,049	125,560	1,499,087
サービス売上原価					
1. 会場費		3,252		79	
2. 外注費		16,849		508	
3. 消耗品費		2,038		152	
4. 広告費		21,375		5,357	
5. その他		1,976	45,492	969	7,068
売上原価			990,541		1,506,156
			100.0		100.0

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成26年7月1日 至平成27年3月31日)
売上高	2,798,922
売上原価	1,482,186
売上総利益	1,316,736
販売費及び一般管理費	1,192,572
営業利益	124,163
営業外収益	
自販機収入	620
その他	452
営業外収益合計	1,073
営業外費用	
支払利息	1,171
上場関連費用	2,146
支払補償費	874
その他	294
営業外費用合計	4,486
経常利益	120,750
税引前四半期純利益	120,750
法人税、住民税及び事業税	41,799
法人税等調整額	5,349
法人税等合計	47,149
四半期純利益	73,600

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年 7月 1日 至 平成25年 6月30日)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	20,000		1,600		10,549	12,149
当期変動額						
新株の発行						
当期純利益			29,527	29,527	29,527	29,527
当期変動額合計			29,527	29,527	29,527	29,527
当期末残高	20,000	1,600	40,077	41,677	61,677	61,677

当事業年度(自 平成25年 7月 1日 至 平成26年 6月30日)

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	20,000		1,600		40,077	41,677
当期変動額						
新株の発行	360				360	360
当期純利益			114,793	114,793	114,793	114,793
当期変動額合計	360		114,793	114,793	115,153	115,153
当期末残高	20,360	1,600	154,870	156,470	176,830	176,830

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)	当事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	42,147	171,788
減価償却費	7,678	13,708
受取利息及び受取配当金	28	38
支払利息	1,631	1,519
助成金収入		3,024
事業譲渡損益（は益）		85,029
売上債権の増減額（は増加）	7,044	40,820
たな卸資産の増減額（は増加）	39,563	40,634
未払金の増減額（は減少）	24,527	36,190
未払費用の増減額（は減少）	17,303	10,452
未払消費税等の増減額（は減少）	4,056	18,984
その他	3,838	6,042
小計	54,548	89,139
利息及び配当金の受取額	28	38
利息の支払額	1,631	1,519
助成金の受取額		3,024
法人税等の支払額	3,826	21,949
営業活動によるキャッシュ・フロー	49,119	68,732
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	14,890	16,195
事業譲渡による収入		85,029
長期前払費用の取得による支出	6,428	
敷金及び保証金の差入による支出	13,810	10,800
その他	3,205	2,044
投資活動によるキャッシュ・フロー	38,334	55,988
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	100,000	200,000
短期借入金の返済による支出	100,000	200,000
長期借入れによる収入	65,000	160,000
長期借入金の返済による支出	38,498	82,577
新株の発行による収入		360
財務活動によるキャッシュ・フロー	26,502	77,783
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	37,286	202,504
現金及び現金同等物の期首残高	85,651	122,937
現金及び現金同等物の期末残高	122,937	325,442

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物(附属設備を除く)は定額法、建物以外については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～23年

車両運搬具 2年

工具、器具及び備品 3～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないことから、当事業年度において貸倒引当金は計上しておりません。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物(附属設備を除く)は定額法、建物以外については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～23年
車両運搬具	2年
工具、器具及び備品	3～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

均等償却を採用しております。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないことから、当事業年度において貸倒引当金は計上しておりません。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

(貸借対照表関係)

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(平成26年3月26日内閣府令第19号)の施行に伴い、表示方法の変更を行っております。なお、同附則第2条第1項より、前事業年度の財務諸表の組替えを行っておりません。

前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「保険積立金」(当事業年度末残高9,638千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

なお、当該変更は、財務諸表等規則第33条に基づくものであります。

(損益計算書関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「利子補給金」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「利子補給金」262千円、「その他」344千円は、「その他」606千円として組み替えております。

(損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)	当事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
給与手当	238,391千円	350,041千円
減価償却費	7,678 "	13,708 "
広告宣伝費	188,917 "	271,482 "
販売手数料	94,427 "	137,781 "
運賃	59,503 "	
地代家賃	49,725 "	
おおよその割合		
販売費	84.4%	82.6%
一般管理費	15.6%	17.4%

(表示方法の変更)

前事業年度における「運賃」及び「地代家賃」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より主要な費目として表示しておりません。なお、当事業年度の「運賃」は128,567千円、「地代家賃」は77,314千円であります。

なお、当該変更は財務諸表等規則第85条第2項に基づくものであります。

2 事業譲渡益

事業譲渡益85,029千円は、フリーマーケット事業を平成25年10月1日付けで、株式会社オークファンへ譲渡したことにより発生したものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,000			2,000

2 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,000	2,030		4,030

(注) 普通株式の発行済株式数の増加2,030株は、株式分割による増加2,000株及び第三者割当増資による新株の発行30株であります。

2 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)	当事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
現金及び預金	122,937千円	325,442千円
現金及び現金同等物	122,937千円	325,442千円

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	21,600千円
1年超	41,400 "
合計	63,000千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、仕入拠点の拡大による設備投資や運転資金について、必要な資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に仕入拠点等の賃貸借契約によるものであり、賃貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金の全ては、1年以内に支払期日が到来するものであります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。これらは全て決算日後5年以内に返済期日が到来するものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金及び保証金については、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性資金を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額その他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	122,937	122,937	
(2) 売掛金	19,740	19,740	
(3) 敷金及び保証金	22,991	21,144	1,847
資産計	165,669	163,822	1,847
(1) 未払金	72,273	72,273	
(2) 未払費用	40,644	40,644	
(3) 未払法人税等	14,260	14,260	
(4) 未払消費税等	10,230	10,230	
(5) 預り金	2,036	2,036	
(6) 長期借入金()	104,248	104,232	15
負債計	243,693	243,677	15

() (6) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、合理的に見積もった支払予定時期に基づき、将来キャッシュ・フローの合計額を、決算日現在の国債利率で割り引いて算定しております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等、(5) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	122,937			
売掛金	19,740			
敷金及び保証金			22,991	
合計	142,678		22,991	

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	42,250	35,680	19,638	6,680		
合計	42,250	35,680	19,638	6,680		

当事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、仕入拠点の拡大による設備投資や運転資金について、必要な資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に仕入拠点等の賃貸借契約によるものであり、賃貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金の全ては、1年以内に支払期日が到来するものであります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。これらは全て決算日後5年以内に返済期日が到来するものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金及び保証金については、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性資金を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	325,442	325,442	
(2) 売掛金	60,561	60,561	
(3) 敷金及び保証金	33,343	31,525	1,818
資産計	419,346	417,528	1,818
(1) 未払金	108,501	108,501	
(2) 未払費用	51,097	51,097	
(3) 未払法人税等	52,790	52,790	
(4) 未払消費税等	29,214	29,214	
(5) 預り金	2,095	2,095	
(6) 長期借入金()	181,671	181,754	83
負債計	425,370	425,453	83

() (6) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、合理的に見積もった支払予定時期に基づき、将来キャッシュ・フローの合計額を、決算日現在の国債利率で割り引いて算定しております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等、(5) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	325,442			
売掛金	60,561			
敷金及び保証金			33,343	
合計	386,003		33,343	

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	50,004	50,004	41,675	18,337	21,651	
合計	50,004	50,004	41,675	18,337	21,651	

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

1 スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
決議年月日	平成25年6月13日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 1名
株式の種類及び付与数 (注)1	普通株式 20,000株 (注)2
付与日	平成25年6月13日
権利確定条件	(注)3
対象勤務期間	期間の定めなし
権利行使期間	自 平成27年6月14日 至 平成35年6月12日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 当社は、平成26年2月13日に1株を2株とする株式分割を、平成27年3月11日に1株を500株とする株式分割をそれぞれ行っており、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

3. 権利確定条件は次のとおりであります。

新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役及び従業員又はこれらに準ずる地位にあることを要する。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成25年6月期)において、存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、当社は、平成26年2月13日に1株を2株とする株式分割を、平成27年3月11日に1株を500株とする株式分割をそれぞれ行っており、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前(株)	
前事業年度末	
付与	20,000
失効	
権利確定	
未確定残	20,000
権利確定後(株)	
前事業年度末	
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	

単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格(円)	17
行使時平均株価(円)	
付与日における公正な評価単価(円)	

3 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積もる方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積もる方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、純資産価額方式及び類似業種比準方式の併用により算定した価格を用いております。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5 スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

- 千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年 7月 1日 至 平成26年 6月30日)

1 当該事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	平成25年 6月13日 取締役会決議	平成26年 3月 1日 取締役会決議	平成26年 5月15日 取締役会決議	平成26年 6月23日 取締役会決議
付与対象者の区分 及び人数	当社従業員 1名	当社取締役 1名 当社監査役 2名 当社従業員 24名	当社従業員 3名	当社従業員 3名 社外協力者 1名
株式の種類及び付与数 (注) 1	普通株式 20,000株 (注) 2	普通株式 64,500株 (注) 2	普通株式 6,500株 (注) 2	普通株式 4,000株 (注) 2
付与日	平成25年 6月13日	平成26年 3月 1日	平成26年 6月 1日	平成26年 6月23日
権利確定条件	(注) 3	同左	同左	同左
対象勤務期間	期間の定めなし	期間の定めなし	期間の定めなし	期間の定めなし
権利行使期間	自 平成27年 6月14日 至 平成35年 6月12日	自 平成28年 3月 2日 至 平成36年 2月28日	自 平成28年 6月 2日 至 平成36年 5月14日	自 平成28年 6月24日 至 平成36年 6月22日

(注) 1 . 株式数に換算して記載しております。

2 . 当社は、平成26年 2月13日に 1株を 2株とする株式分割を、平成27年 3月11日に 1株を500株とする株式分割をそれぞれ行っており、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

3 . 権利確定条件は次のとおりであります。

新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役及び従業員又はこれらに準ずる地位にあることを要する。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成26年 6月期)において、存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、当社は、平成26年 2月13日に 1株を 2株とする株式分割を、平成27年 3月11日に 1株を500株とする株式分割をそれぞれ行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前(株)				
前事業年度末	20,000			
付与		64,500	6,500	4,000
失効				
権利確定				
未確定残	20,000	64,500	6,500	4,000
権利確定後(株)				
前事業年度末				
権利確定				
権利行使				
失効				
未行使残				

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格(円)	17	24	24	24
行使時平均株価(円)				
付与日における公正な評価単価(円)				

3 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積もる方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積もる方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、純資産価額方式等により算定した価格を用いております。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5 スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

- 千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度(平成25年6月30日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	1,591千円
貯蔵品	1,295 "
その他	840 "
繰延税金資産小計	3,728千円
評価性引当額	217 "
繰延税金資産合計	3,511千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	38.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
住民税均等割	1.4%
雇用促進税制による税額控除	6.5%
軽減税率の適用	2.3%
評価性引当額の増減	1.1%
その他	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.9%

当事業年度(平成26年6月30日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	5,338千円
貯蔵品	787 "
その他	1,252 "
繰延税金資産小計	<u>7,378千円</u>
評価性引当額	384 "
繰延税金資産合計	<u>6,994千円</u>

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	39.4%
(調整)	
住民税均等割	0.5%
雇用促進税制による税額控除	6.3%
軽減税率の適用	0.6%
評価性引当額の増減	0.1%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>33.2%</u>

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の39.4%から37.1%に変更されております。

この税率変更による影響は軽微であります。

（企業結合等関係）

前事業年度（自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日）

事業分離

(1) 事業分離の概要

分離先企業の名称

株式会社オークファン

分離した事業の内容

当社のフリーマーケット事業

事業分離を行った主な理由

リユース事業に経営資源を集中することで更なる経営の効率化を図るとともに、多様化する顧客ニーズに迅速かつ柔軟に対応できる体制を構築し、安定した収益の確保に取り組むことを目的に、事業分離をすることといたしました。

事業分離日

平成25年10月1日

法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

移転損益の金額

85,029千円

移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

該当事項はありません。

会計処理

移転したフリーマーケット事業に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる財の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識しております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

フリーマーケット事業

(4) 当事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 14,001千円

営業利益 2,709 "

（資産除去債務関係）

前事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

当社は、本社等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

当事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

当社は、本社等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定機関である取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は提供するサービスの種類ごとに、「ネット型リユース事業」、「フリーマーケット事業」の2つを報告セグメントとしております。

「ネット型リユース事業」は、店舗を有さない、インターネットに特化した多種多様なリユース品の買取及び販売を行っております。

「フリーマーケット事業」は、地域密着型のフリーマーケットや、フリーマーケット情報サイト「フリーマーケット楽市楽座」の企画及び運営を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。なお、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表計上額 (注) 2
	ネット型リユース事業	フリーマーケット事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,824,646	122,404	1,947,050		1,947,050
セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	1,824,646	122,404	1,947,050		1,947,050
セグメント利益	157,481	27,651	185,132	142,020	43,111
セグメント資産	163,635	7,479	171,114	136,928	308,042
その他の項目					
減価償却費	7,535		7,535	143	7,678
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	16,727		16,727	2,782	19,509

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 142,020千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額136,928千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る資産等であります。
- (3) 減価償却費の調整額143千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の減価償却費であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の調整額2,782千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の設備投資額であります。

(注) 2. セグメント利益は、財務諸表の営業利益と一致しております。

当事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定機関である取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は提供するサービスの種類ごとに、「ネット型リユース事業」、「フリーマーケット事業」の2つを報告セグメントとしておりましたが、平成25年10月1日付けで、フリーマーケット事業を株式会社オークファンへ譲渡したことにより、フリーマーケット事業より撤退し、同日以降「ネット型リユース事業」の単一セグメントとなっております。

「ネット型リユース事業」は、店舗を有さない、インターネットに特化した多種多様なリユース品の買取及び販売を行っております。

「フリーマーケット事業」は、地域密着型のフリーマーケットや、フリーマーケット情報サイト「フリーマーケット楽市楽座」の企画及び運営を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。なお、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表計上額 (注) 2
	ネット型リユース事業	フリーマーケット事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,926,536	14,001	2,940,537		2,940,537
セグメント間の内部売上高又は振替高					
計	2,926,536	14,001	2,940,537		2,940,537
セグメント利益	316,900	2,709	319,610	235,570	84,040
セグメント資産	270,058		270,058	339,790	609,848
その他の項目					
減価償却費	13,015		13,015	692	13,708
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	14,128		14,128	2,105	16,233

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 235,570千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額339,790千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る資産等であります。
- (3) 減価償却費の調整額692千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の減価償却費であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の調整額2,105千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産の設備投資額であります。

(注) 2. セグメント利益は、財務諸表の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

関連当事者との取引

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	小林泰士			当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接65.0 間接15.0	債務被保証	銀行借入に 対する債務 被保証 (注2、3)	66,747		

(注) 1. 上記の金額には消費税等が含まれておりません。

2. 当社の銀行借入に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払及び担保の提供は行っておりません。

3. 借入金に対する債務保証の欄の取引金額は、借入金残高を記載しております。

当事業年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)	当事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
1株当たり純資産額	30.84円	87.76円
1株当たり当期純利益金額	14.76円	57.40円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、平成26年2月13日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を、また、平成27年3月11日付けで普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)	当事業年度 (自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	29,527	114,793
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株主に係る当期純利益(千円)	29,527	114,793
普通株式の期中平均株式数(株)	2,000,000	2,000,041
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類 (新株予約権の数40個) これらの詳細は、「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権4種類 (新株予約権の数190個) これらの詳細は、「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成24年 7月 1日 至 平成25年 6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年 7月 1日 至 平成26年 6月30日)

(第三者割当増資)

当社は、平成26年 9月11日開催の当社取締役会において、普通株式510株を第三者割当の方法によって発行することを決議し、平成26年 9月12日に払込を受けております。

その概要は次のとおりであります。

(1) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式510株								
(2) 発行価額	1株につき400,000円								
(3) 資本組入額	1株につき200,000円								
(4) 発行価額の総額	204,000,000円								
(5) 資本組入額の総額	102,000,000円								
(6) 資金の使途	新規拠点開発、人材採用教育及びITシステムの拡充								
(7) 割当先及び株式数	<table> <tr> <td>Y J 1号投資事業組合</td> <td>400株</td> </tr> <tr> <td>株式会社オプト</td> <td>50株</td> </tr> <tr> <td>株式会社オークファン</td> <td>50株</td> </tr> <tr> <td>山本正卓</td> <td>10株</td> </tr> </table>	Y J 1号投資事業組合	400株	株式会社オプト	50株	株式会社オークファン	50株	山本正卓	10株
Y J 1号投資事業組合	400株								
株式会社オプト	50株								
株式会社オークファン	50株								
山本正卓	10株								

(株式分割)

当社は、平成27年 2月12日開催の取締役会決議に基づき、平成27年 3月11日付けで下記とおり株式分割を実施いたしました。

1. 株式分割の目的

株式を分割することにより、当社株式の流動性を高めるとともに、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 株式分割の方法

平成27年 3月10日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主が所有する株式を、1株につき500株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式数	4,540株
今回の分割により増加する株式数	2,265,460株
株式分割後の発行済株式総数	2,270,000株
株式分割後の発行可能株式総数	4,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成27年 3月11日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出していません。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成26年7月1日 至 平成27年3月31日)
減価償却費	7,767千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 平成26年7月1日 至 平成27年3月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は、平成26年9月12日付けで、YJ1号投資事業組合、株式会社オプト、株式会社オークファン及び山本正卓氏から第三者割当増資の払込を受けました。この結果、当第3四半期累計期間において資本金が102,000千円、資本準備金が102,000千円増加し、当第3四半期会計期間末において資本金が122,360千円、資本剰余金が102,000千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自 平成26年7月1日 至 平成27年3月31日)

当社の事業セグメントは、ネット型リユース事業の単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期累計期間 (自平成26年7月1日 至平成27年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額	33円42銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	73,600
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	73,600
普通株式の期中平均株式数(株)	2,202,062
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第5回新株予約権 (新株予約権の数77個) これらの詳細は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当社は、平成27年3月11日付けで普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】（平成26年6月30日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	12,461	7,691		20,153	4,343	2,119	15,809
車両運搬具	16,236	6,547		22,783	18,875	9,373	3,908
工具、器具及び備品	7,104	1,995		9,099	4,389	1,946	4,709
土地	193			193			193
有形固定資産計	35,995	16,233		52,228	27,608	13,439	24,620
無形固定資産							
ソフトウェア	1,345			1,345	874	269	470
無形固定資産計	1,345			1,345	874	269	470
長期前払費用	9,766		1,938	7,828	3,079	2,062	4,748

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	福岡リユースセンター内装工事	7,581千円
車両運搬具	業務用貨物自動車4台	6,547 "

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	42,250	50,004	1.0	
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く)	61,998	131,667	1.0	平成29年2月28日～ 平成31年6月24日
その他有利子負債				
合計	104,248	181,671		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	50,004	41,675	18,337	21,651

【社債明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成26年6月30日現在)

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	16,785
預金	
普通預金	308,656
小計	308,656
合計	325,442

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
楽天株式会社	25,164
ヤフー株式会社	13,183
佐川急便株式会社	11,579
ヤマト運輸株式会社	4,303
株式会社オリエントコーポレーション	3,360
その他	2,970
合計	60,561

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
19,740	1,368,389	1,327,568	60,561	95.6	10.7

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

商品

区分	金額(千円)
ブランド商品	19,609
時計	16,820
音響機材	15,400
その他	73,729
合計	125,560

貯蔵品

区分	金額(千円)
梱包材	1,972
合計	1,972

敷金及び保証金

相手先	金額(千円)
株式会社モパテック	10,791
株式会社石原興業	7,803
アーク証券株式会社	5,670
株式会社伊藤製作所	3,927
柚田久子・多賀子	2,675
その他	2,475
合計	33,343

1年内返済予定の長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社みずほ銀行	30,000
株式会社三井住友銀行	20,004
合計	50,004

未払金

相手先	金額(千円)
ヤフー株式会社	36,097
佐川急便株式会社	10,003
ヤマトホームコンビニエンス株式会社	5,538
株式会社フロンティアコンサルティング	5,247
楽天株式会社	5,180
その他	46,433
合計	108,501

未払費用

区分	金額(千円)
未払給与	33,828
未払賞与	9,776
未払社会保険料	7,492
合計	51,097

未払法人税等

区分	金額(千円)
未払法人税	32,116
未払住民税	6,288
未払事業税	14,385
合計	52,790

長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社三井住友銀行	79,996
株式会社みずほ銀行	51,671
合計	131,667

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月末日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後、3カ月以内
基準日	毎年6月末日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	毎事業年度末日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社全国各支店 無料(注)1
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができないときには、日本経済新聞に掲載するものとする。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載し、そのURLは以下のとおりです。 http://www.marketenterprise.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)1. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成25年6月27日	小林 泰士	東京都墨田区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役社長)	株式会社 YKC(現:株式会社 WVG) 代表取締役社長 小林 泰士	東京都墨田区横川三丁目11番12-501号	特別利害関係者等(大株主上位10名、役員等により議決権の過半数が所有されている会社)	300	5,100,000 (17,000) (注) 4	所有者の事情による
平成26年6月12日	小林 泰士	東京都墨田区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役社長)	株式会社 YKC(現:株式会社 WVG) 代表取締役社長 小林 泰士	東京都墨田区横川三丁目11番12-501号	特別利害関係者等(大株主上位10名、役員等により議決権の過半数が所有されている会社)	1,000	12,000,000 (12,000) (注) 5	所有者の事情による

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成24年7月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載するものとするとしております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとしております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとしてしております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとしてしております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者.....役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社

4. 移動価格算定方式は次のとおりであります。

純資産方式及び類似業種比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。

5. 移動価格算定方式は次のとおりであります。

純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。

6. 当社は平成26年1月17日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年2月13日付けで普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。記載内容は、平成26年2月12日以前の移動については分割前の内容を、平成26年2月13日以降の移動については当該分割後の内容を記載しております。

7. 当社は平成27年2月12日開催の取締役会の決議に基づき、平成27年3月11日付けで普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますが、平成27年3月10日以前の移動については当該分割前の内容を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	株式
発行年月日	平成26年6月30日	平成26年9月12日
種類	普通株式	普通株式
発行数	30株	510株
発行価格	12,000円 (注)6	400,000円 (注)7
資本組入額	12,000円	200,000円
発行価額の総額	360,000円	204,000,000円
資本組入額の総額	360,000円	102,000,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成25年6月13日	平成26年3月1日	平成26年6月1日	平成26年6月23日
種類	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式40株	普通株式129株 (注)10	普通株式13株	普通株式8株 (注)11
発行価格	8,500円 (注)5	12,000円 (注)6	12,000円 (注)6	12,000円 (注)6
資本組入額	4,250円	6,000円	6,000円	6,000円
発行価額の総額	340,000円	1,548,000円	156,000円	96,000円
資本組入額の総額	170,000円	774,000円	78,000円	48,000円
発行方法	平成25年6月13日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	平成26年2月14日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	平成26年2月14日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	平成26年6月23日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約		(注)3	(注)3	(注)3、4

項目	新株予約権
発行年月日	平成27年3月12日
種類	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式7,700株
発行価格	800円 (注)7
資本組入額	400円
発行価額の総額	6,160,000円
資本組入額の総額	3,080,000円
発行方法	平成27年3月12日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成26年6月30日であります。
2. 同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 3. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 4. 同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた新株予約権(行使等により取得する株式等を含みます。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当日以後1年間を経過していない場合には、割当日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 5. 発行価格は、純資産方式及び類似業種比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

6. 発行価格は、純資産方式により算出した価格を勘案して、決定しております。
7. 発行価格は、類似会社比準方式より算出した価格を勘案して、決定しております。
8. 第2回新株予約権は、退職により従業員2名10株分の権利が喪失しております。
9. 第4回新株予約権は、退職により従業員1名1株分の権利が喪失しております。
10. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権（第1回新株予約権）	新株予約権（第2回新株予約権）
行使時の払込金額	1株につき8,500円	1株につき12,000円
行使期間	自 平成27年6月14日 至 平成35年6月12日	自 平成28年3月2日 至 平成36年2月28日
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左

	新株予約権（第3回新株予約権）	新株予約権（第4回新株予約権）
行使時の払込金額	1株につき12,000円	1株につき12,000円
行使期間	自 平成28年6月2日 至 平成36年5月14日	自 平成28年6月24日 至 平成36年6月22日
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左

	新株予約権（第5回新株予約権）
行使時の払込金額	1株につき800円
行使期間	自 平成29年3月13日 至 平成37年3月11日
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

11. 平成27年3月11日付けで、普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますが、新株予約権を除く上記全ての発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は株式分割前の内容を記載しております。

2 【取得者の概況】

株式（平成26年6月30日発行）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
寺田 航平	東京都品川区	会社役員	10	120,000 (12,000)	特別利害関係者 等(当社大株主上 位10名)
岡崎 雅弘	東京都墨田区	会社役員	10	120,000 (12,000)	特別利害関係者 等(当社大株主上 位10名)
菅下 清廣	神奈川県横浜市 青葉区	会社役員	10	120,000 (12,000)	特別利害関係者 等(当社大株主上 位10名)

(注) 当社は平成27年3月11日付けで、普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。

株式（平成26年9月12日発行）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
Y J 1号投資事業組合 業務執行組合員 Y J キャピタル株式会社 代表取締役 平山 竜 資本金 200百万円	東京都港区赤坂 九丁目7番1号	投資業	400	160,000,000 (400,000)	特別利害関係者 等(当社大株主上 位10名)
株式会社オプト 代表取締役 鉢嶺 登 資本金 7,645百万円	東京都千代田区四番町 6番 東急番町ビル	インターネット 広告業	50	20,000,000 (400,000)	特別利害関係者 等(当社大株主上 位10名)
株式会社オークファン 代表取締役 武永 修一 資本金 655百万円	東京都渋谷区道玄坂 一丁目14番6号	インターネット メディア業	50	20,000,000 (400,000)	特別利害関係者 等(当社大株主上 位10名)
山本 正卓	東京都港区	会社役員	10	4,000,000 (400,000)	特別利害関係者 等(当社大株主上 位10名)

(注) 当社は平成27年3月11日付けで、普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。

新株予約権（第1回）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
丸尾 光兵	東京都千代田区	会社員	40	340,000 (8,500)	当社の執行役員

(注) 当社は平成27年3月11日付けで、普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。

新株予約権 (第2回)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
丸尾 光兵	東京都千代田区	会社員	43	516,000 (12,000)	当社の執行役員
今村 健一	東京都江東区	会社員	11	132,000 (12,000)	特別利害関係者 等(当社の取締役)
金島 信行	東京都江東区	会社員	8	96,000 (12,000)	当社の従業員
川口 智史	東京都墨田区	会社員	6	72,000 (12,000)	当社の従業員
丹羽 健一	東京都江東区	会社員	6	72,000 (12,000)	当社の従業員
高瀬 侑樹	東京都江東区	会社員	5	60,000 (12,000)	当社の従業員
菅野 辰則	千葉県市川市	会社員	5	60,000 (12,000)	当社の従業員
青沼 宏人	東京都墨田区	会社員	3	36,000 (12,000)	当社の従業員
高野 浩志	神奈川県川崎市高津区	会社員	3	36,000 (12,000)	当社の従業員
岡村 亮佑	東京都江東区	会社員	3	36,000 (12,000)	当社の従業員
徳田 真人	東京都江戸川区	会社員	3	36,000 (12,000)	当社の従業員
杉山 菜那	東京都墨田区	会社員	3	36,000 (12,000)	当社の従業員
浅井 慎吾	東京都目黒区	会社役員	2	24,000 (12,000)	特別利害関係者 等(当社の取締役)
山崎 眞樹	茨城県つくば市	会社役員	2	24,000 (12,000)	特別利害関係者 等(当社の監査 役)
伊藤 英佑	東京都世田谷区	会社役員	2	24,000 (12,000)	特別利害関係者 等(当社の監査 役)
上野 雄輝	東京都江戸川区	会社員	2	24,000 (12,000)	当社の従業員
近藤 俊	千葉県船橋市	会社員	2	24,000 (12,000)	当社の従業員
小野 剛	神奈川県伊勢原市	会社員	2	24,000 (12,000)	当社の従業員
加藤 雄	東京都墨田区	会社員	2	24,000 (12,000)	当社の従業員
中村 健太	東京都墨田区	会社員	1	12,000 (12,000)	当社の従業員
秦 輝行	東京都練馬区	会社員	1	12,000 (12,000)	当社の従業員
植村 幸雄	大阪府吹田市	会社員	1	12,000 (12,000)	当社の従業員
松本 真二	東京都墨田区	会社員	1	12,000 (12,000)	当社の従業員
岡村 誠吾	埼玉県戸田市	会社員	1	12,000 (12,000)	当社の従業員
蓮野 えりか	東京都杉並区	会社員	1	12,000 (12,000)	当社の従業員

(注) 1 当社は平成27年3月11日付けで、普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。

2 退職等の理由により権利を喪失した者については記載しておりません。

新株予約権 (第3回)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
今村 健一	東京都江東区	会社員	9	108,000 (12,000)	特別利害関係者 等(当社の取締役)
高野 浩志	神奈川県川崎市高津区	会社員	2	24,000 (12,000)	当社の従業員
徳田 真人	東京都江戸川区	会社員	2	24,000 (12,000)	当社の従業員

(注) 当社は平成27年3月11日付けで、普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。

新株予約権 (第4回)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
松井 敬一	千葉県習志野市	会社役員	5	60,000 (12,000)	社外協力者
佐藤 峻輔	神奈川県横浜市港北区	会社員	1	12,000 (12,000)	当社の従業員
金子 良太	東京都西東京市	会社員	1	12,000 (12,000)	当社の従業員

(注) 1 当社は平成27年3月11日付けで、普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び価格(単価)は株式分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。

2 退職等の理由により権利を喪失した者については記載しておりません。

新株予約権 (第5回)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
徳田 真人	東京都江戸川区	会社員	500	400,000 (800)	当社の従業員
岡村 亮佑	東京都江東区	会社員	500	400,000 (800)	当社の従業員
渡邊 聖知	福岡県福岡市中央区	会社員	500	400,000 (800)	当社の従業員
菅野 辰則	千葉県市川市	会社員	500	400,000 (800)	当社の従業員
富田 将夫	神奈川県川崎市多摩区	会社員	500	400,000 (800)	当社の従業員
澤松 雅史	東京都新宿区	会社員	500	400,000 (800)	当社の従業員
川上 洋平	東京都台東区	会社員	300	240,000 (800)	当社の従業員
岡村 誠吾	埼玉県戸田市	会社員	300	240,000 (800)	当社の従業員
小林 大騎	愛知県名古屋市昭和区	会社員	300	240,000 (800)	当社の従業員
中村 英志	埼玉県和光市	会社員	300	240,000 (800)	当社の従業員
土井 翔太	千葉県千葉市若葉区	会社員	300	240,000 (800)	当社の従業員
濱内 裕一郎	大阪府吹田市	会社員	300	240,000 (800)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
西村 雅昭	東京都江東区	会社員	200	160,000 (800)	当社の従業員
蓮野 えりか	東京都杉並区	会社員	200	160,000 (800)	当社の従業員
松本 真二	東京都墨田区	会社員	200	160,000 (800)	当社の従業員
川人 浩史	東京都墨田区	会社員	200	160,000 (800)	当社の従業員
萩原 正樹	東京都江東区	会社員	200	160,000 (800)	当社の従業員
藤田 祐也	東京都町田市	会社員	200	160,000 (800)	当社の従業員
山本 千大	東京都江東区	会社員	200	160,000 (800)	当社の従業員
遠山 喜隆	千葉県東金市	会社員	100	80,000 (800)	当社の従業員
田中 大貴	神奈川県横浜市港北区	会社員	100	80,000 (800)	当社の従業員
田中 里奈	東京都墨田区	会社員	100	80,000 (800)	当社の従業員
新井 香織里	東京都豊島区	会社員	100	80,000 (800)	当社の従業員
平川 拓人	千葉県千葉市稲毛区	会社員	100	80,000 (800)	当社の従業員
吉岡 駿	東京都墨田区	会社員	100	80,000 (800)	当社の従業員
山本 紗貴	東京都目黒区	会社員	100	80,000 (800)	当社の従業員
松本 瑞希	神奈川県横浜市都筑区	会社員	100	80,000 (800)	当社の従業員
今中 大輝	愛知県名古屋市中区	会社員	100	80,000 (800)	当社の従業員
瀬田 奈津美	埼玉県和光市	会社員	100	80,000 (800)	当社の従業員
川嶋 健彦	大阪府大阪市東淀川区	会社員	100	80,000 (800)	当社の従業員
川口 貴大	福岡県福岡市南区	会社員	100	80,000 (800)	当社の従業員
若井 克矢	東京都江東区	会社員	100	80,000 (800)	当社の従業員
黒田 知美	東京都江東区	会社員	100	80,000 (800)	当社の従業員
印藤 由紀奈	東京都大田区	会社員	100	80,000 (800)	当社の従業員

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
小林 泰士(注) 1、3	東京都墨田区	800,000	33.80
株式会社WWG(注) 2、3	東京都墨田区横川三丁目11番12-501号	800,000	33.80
加茂 知之(注) 3、4	東京都墨田区	400,000	16.90
Y J 1号投資事業組合(注) 3	東京都港区赤坂九丁目7番1号	200,000	8.45
丸尾 光兵(注) 6	東京都千代田区	41,500 (41,500)	1.75 (1.75)
株式会社オプト(注) 3	東京都千代田区四番町6番 東急番町ビル	25,000	1.06
株式会社オークファン(注) 3	東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号	25,000	1.06
今村 健一(注) 4	東京都江東区	10,000 (10,000)	0.42 (0.42)
寺田 航平(注) 3、4	東京都品川区	5,000	0.21
岡崎 雅弘(注) 3	東京都墨田区	5,000	0.21
菅下 清廣(注) 3	神奈川県横浜市青葉区	5,000	0.21
山本 正卓(注) 3	東京都港区	5,000	0.21
金島 信行(注) 7	東京都江東区	4,000 (4,000)	0.17 (0.17)
川口 智史(注) 7	東京都墨田区	3,000 (3,000)	0.13 (0.13)
丹羽 健一(注) 7	東京都江東区	3,000 (3,000)	0.13 (0.13)
菅野 辰則(注) 7	千葉県市川市	3,000 (3,000)	0.13 (0.13)
徳田 真人(注) 7	東京都江戸川区	3,000 (3,000)	0.13 (0.13)
高瀬 侑樹(注) 7	神奈川県横浜市港北区	2,500 (2,500)	0.11 (0.11)
高野 浩志(注) 7	神奈川県川崎市高津区	2,500 (2,500)	0.11 (0.11)
松井 敬一	千葉県習志野市	2,500 (2,500)	0.11 (0.11)
岡村 亮佑(注) 7	東京都江東区	2,000 (2,000)	0.08 (0.08)
杉山 菜那(注) 7	東京都墨田区	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
青沼 宏人(注) 7	東京都墨田区	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
浅井 慎吾(注) 4	東京都目黒区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
山崎 眞樹(注) 5	茨城県つくば市	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
伊藤 英佑(注) 5	東京都世田谷区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
上野 雄輝(注) 7	東京都江戸川区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
近藤 俊(注) 7	千葉県船橋市	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
小野 剛(注) 7	神奈川県伊勢原市	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
加藤 雄(注) 7	東京都墨田区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
岡村 誠吾(注) 7	埼玉県戸田市	800 (800)	0.03 (0.03)
松本 真二(注) 7	東京都墨田区	700 (700)	0.03 (0.03)
蓮野 えりか(注) 7	東京都杉並区	700 (700)	0.03 (0.03)
中村 健太(注) 7	東京都墨田区	500 (500)	0.02 (0.02)
秦 輝行(注) 7	東京都練馬区	500 (500)	0.02 (0.02)
植村 幸雄(注) 7	大阪府吹田市	500 (500)	0.02 (0.02)
佐藤 峻輔(注) 7	神奈川県横浜市港北区	500 (500)	0.02 (0.02)
金子 良太(注) 7	東京都西東京市	500 (500)	0.02 (0.02)
渡邊 聖知(注) 7	福岡県福岡市中央区	500 (500)	0.02 (0.02)
富田 将夫(注) 7	神奈川県川崎市多摩区	500 (500)	0.02 (0.02)
澤松 雅史(注) 7	東京都新宿区	500 (500)	0.02 (0.02)
川上 洋平(注) 7	東京都台東区	300 (300)	0.01 (0.01)
小林 大騎(注) 7	愛知県名古屋市昭和区	300 (300)	0.01 (0.01)
中村 英志(注) 7	埼玉県和光市	300 (300)	0.01 (0.01)
土井 翔太(注) 7	千葉県千葉市若葉区	300 (300)	0.01 (0.01)
濱内 裕一郎(注) 7	大阪府吹田市	300 (300)	0.01 (0.01)
西村 雅昭(注) 7	東京都江東区	200 (200)	0.01 (0.01)
川人 浩史(注) 7	東京都墨田区	200 (200)	0.01 (0.01)
萩原 正樹(注) 7	東京都江東区	200 (200)	0.01 (0.01)
藤田 祐也(注) 7	東京都町田市	200 (200)	0.01 (0.01)
山本 千大(注) 7	東京都江東区	200 (200)	0.01 (0.01)
遠山 喜隆(注) 7	千葉県東金市	100 (100)	0.00 (0.00)
田中 大貴(注) 7	神奈川県横浜市港北区	100 (100)	0.00 (0.00)
田中 里奈(注) 7	東京都墨田区	100 (100)	0.00 (0.00)
新井 香織里(注) 7	東京都豊島区	100 (100)	0.00 (0.00)
平川 拓人(注) 7	千葉県千葉市稲毛区	100 (100)	0.00 (0.00)
吉岡 駿(注) 7	東京都墨田区	100 (100)	0.00 (0.00)
山本 紗貴(注) 7	東京都目黒区	100 (100)	0.00 (0.00)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
松本 瑞希(注) 7	神奈川県横浜市都筑区	100 (100)	0.00 (0.00)
今中 大輝(注) 7	愛知県名古屋市中区	100 (100)	0.00 (0.00)
瀬田 奈津美(注) 7	埼玉県和光市	100 (100)	0.00 (0.00)
川嶋 健彦(注) 7	大阪府大阪市東淀川区	100 (100)	0.00 (0.00)
川口 貴大(注) 7	福岡県福岡市南区	100 (100)	0.00 (0.00)
若井 克矢(注) 7	東京都江東区	100 (100)	0.00 (0.00)
黒田 知美(注) 7	東京都江東区	100 (100)	0.00 (0.00)
印藤 由紀奈(注) 7	東京都大田区	100 (100)	0.00 (0.00)
計		2,367,200 (97,200)	100.00 (4.11)

(注) 1. 特別利害関係者等(当社代表取締役社長)

2. 特別利害関係者等(役員等により議決権の過半数が所有されている会社)

3. 特別利害関係者等(大株主上位10位)

4. 特別利害関係者等(当社取締役)

5. 特別利害関係者等(当社監査役)

6. 当社執行役員

7. 当社従業員

8. ()内の数字は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。今後、当社役員及び従業員等でなくなったこと等により権利を喪失し、表中の潜在株式保有者数及び潜在株式数が変動する可能性があります。

9. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

株式会社マーケットエンタープライズ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂 井 知 倫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	筆 野 力

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マーケットエンタープライズの平成25年7月1日から平成26年6月30日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マーケットエンタープライズの平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

株式会社マーケットエンタープライズ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂井知倫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	筆野力

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マーケットエンタープライズの平成24年7月1日から平成25年6月30日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マーケットエンタープライズの平成25年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年5月15日

株式会社マーケットエンタープライズ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂 井 知 倫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	筆 野 力

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マーケットエンタープライズの平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第9期事業年度の第3四半期会計期間(平成27年1月1日から平成27年3月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成26年7月1日から平成27年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マーケットエンタープライズの平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。